

# 総務教育環境委員会記録

総務教育環境委員会

委員長 仲山 哲男

- 1 日 時 令和5年10月11日(水) 10時00分開会、15時32分閉会  
教育委員会  
令和5年10月12日(木) 10時00分開会、16時15分閉会  
政策企画部、環境市民部  
令和5年10月13日(木) 10時00分開会、11時52分閉会  
総務部・消防担当部

2 場 所 光市議会第1委員会室

3 出席委員 仲山 哲男、早稲田 真弓、木村 信秀、仲小路 悦男、中本 和行、  
西崎 孝一、西村 慎太郎、林 節子

4 事務局職員 市川 恵美、起本 一生

5 説明員  
吉本副市長

【教育委員会】伊藤教育長、升教育部長、吉永教育総務課長、原田学校教育課長、田中学校教育課主幹、国広文化・社会教育課長兼人権教育課長、三好スポーツ推進課長、眞嶋図書館長、高橋学校給食センター長

【政策企画部】岡村政策企画部長、北川財政課長兼行政経営室長、佐々木企画調整課長兼秘書室長、藤井情報・DX推進課長、岩崎税務課長、守田収納対策課長、前田会計管理者、高木会計課長

【環境市民部】小山環境市民部長、小熊環境市民部次長兼市民課長、周田環境政策課長、山田環境事業課長兼深山浄苑長、山根生活安全課長、西村人権推進課長兼ふれあいセンター所長、讃井地域づくり推進課長

【総務部・消防担当部】山岡総務部長 赤星消防担当部長、坪井総務課長兼人材育成・女性活躍推進室長、海老本防災危機管理課長、中原消防担当参事、秦消防担当課長、清水入札監理課長、中田監査委員事務局長、松村選挙管理委員会事務局長、守田大和支所長兼大和支所住民福祉課長、国光室積出張所長、奥田浅江出張所長、松岡三島出張所長、弘周防出張所長

6 議事の経過概要 別紙のとおり

7 その他(傍聴) 報道1社

## 1 教育委員会関係分

### (1) 付託事件審査

#### ①追加認定第5号 令和4年度光市一般会計歳入歳出決算について〔所管分〕

説 明：吉永教育総務課長 ～別紙

### 質 疑

#### ○仲小路委員

それでは、決算書の185ページの中ほどの小中一貫ひかり学園推進事業の最後の行のワークショップ講師委託料ですけれども、これは、もともと40万円の補正予算がありましたけれども、ここで78万8,000円となっておりますけれども、その増額の内容、あるいはまた、これはNPO法人との契約というふうにお聞きしておりますけれども、増額についてはどのような契約になっておりますでしょうか。

#### ○吉永教育総務課長

小中一貫ひかり学園推進事業のワークショップの関係の事業内容についての御質問をいただきました。

まず、委託料78万8,000円の内訳でございますが、順序といたしましては、先ほど説明の中でも少し触れさせていただきましたが、やまと学園を新設するための準備委員会、これを昨年11月1日に立ち上げて、その後、11月30日にワークショップ、目指す学園像について、また、12月に入って学園の場所についてのワークショップを開催しております。

このワークショップの講師委託につきましては、準備委員会の立ち上げの時期等も当初の段階では未定でありましたので、当初予算に計上していなかったのですが、準備委員会を立ち上げて、ワークショップで、準備委員会の会議を円滑に進めていこうというところで、まずは38万8,000円を予算流用という形で対応しております。これは、補正予算の時期に間に合わなかったため、予算流用で対応いたしまして、今申しました2回のワークショップ、この経費に充てたものでございます。

その後、12月補正で40万円、補正予算を計上いたしまして、こちらにつきましては、1月以降のワークショップの運営経費のために補正予算で計上したもので、合わせて78万8,000円でございます。

契約につきましては、いずれもNPO法人と契約をしておりますが、それぞれ随時契約を結んでいるところでございます。

以上でございます。

#### ○仲小路委員

今、増額がありましたけれども、これにつきまして、回数ごとの金額とかいう契約にされているのでしょうか。

○吉永教育総務課長

増額の契約内容ということでの御質問をいただきました。

契約内容は回数ごとという部分と、それぞれの打合せのものであったり、企画費であったり、そうしたものを積み上げて計算をしております。

以上でございます。

○仲小路委員

この契約の法人の名称とかいうのは公表できますでしょうか。

○吉永教育総務課長

契約の名称ということでの御質問をいただきました。

契約の名称につきましては、施設一体型小中一貫やまと学園準備委員会ワークショップ運営業務委託でございます。

以上でございます。

○仲小路委員

この法人の名称というのは分かりますか。

○吉永教育総務課長

法人の名称ということで、特定非営利活動法人市民プロデュースでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。ありがとうございました。以上です。

○西村委員

すみません、1点だけお伺いをさせていただきたいんですけれども、決算書は183ページ、スクールライフ支援事業、主要施策の成果は186ページになるんですけれども、先ほども説明があったとおり、こういった人を何回派遣して、これだけの生徒とこれだけの回数、面談をしましたよという結果が書いてあるんですけれども、もう1つ、決算の参考資料の、令和4年度豊かな社会に向けたまちづくりレポートの26ページに、これの成果指標の進捗状況の6番目、認知されたいじめの解消率、これが94.1%というふうに記載があるんですけれども、これはその件数に対して、不登校が解消されたよという1つの指標なのかどうか。そのあたりの成果がよく分からないので、もう少し説明をいただけたらと思います。

○原田学校教育課長

スクールライフ支援員に関するお問合せをいただいたかと思います。

スクールライフ支援員につきましては、本市における不登校未然防止、それから支援

事業という形での取組を行っているところで、4つの事業、スクールライフ支援事業それからスクールカウンセラー派遣事業、不登校未然防止事業、不登校自立支援事業等、その中の1つとして事業を行っているという形になっております。

不登校の状態にある児童生徒への学校以外の関係機関等が支援している人数等を合わせますと、不登校に関しては、対象になる児童生徒のほぼ96%が、学校または学校外の何らかの支援の手が差し伸べられているという形になっておりまして、そういった意味で、スクールライフ支援員の関わりについても成果を上げているものと考えているところでございます。

以上でございます。

#### ○西村委員

ありがとうございます。不登校児童の生徒の割合を見ていると2.73%、その上の先ほど言った、認定されたいじめの解消率、この辺りが関係している数値なんだろうというふうに思うんですけども、今の御説明で、そういったものに適切にアプローチできているということと理解をいたしました。

もう1点、先ほども学校以外の「まなびばひかり」であったりとか、いろんな場所というものを設けた上で、この学校に復帰という言い方が適切かどうか分からないですけども、学校に行くことができるようになった生徒であったりというのは、この主要施策の成果の中になく思ってしまうんですけども、そういった実績というものがあれば、教えていただければと思います。

#### ○原田学校教育課長

お問合せの不登校未然防止支援等の事業による学校復帰等の成果ということなんですが、様々な事情を抱えた児童生徒がいる関係で、一度、学校には戻れるけれども長続きしない、あるいは、学校に戻ったけれども教室までは戻れないといったような事例等もございまして、なかなか全て学校復帰という形に結びつきづらいところはあるかと認識しております。

ただ、若干名、様々な支援の手により、実際に教室に通常登校できるようになった子供もいるように認識しております。

以上でございます。

#### ○西村委員

分かりました。そのあたりの成果というものが気になったのでお伺いをさせていただきました。

引き続き、取組のほどよろしく願いいたします。

以上です。

#### ○林委員

ただいま、同僚議員がスクールライフ支援の事業についてお問合せいただきまして、

ある程度、不登校児童の生徒の支援の手が96%ですか、差し述べられているという中で、ちょっと教えていただきたいんですけど、次のページの187ページのエのところになります。

不登校自立支援事業というのがございますけれど、ここには、不登校児童支援事業の中でこれ、「あそびばひかり」、「まなびばひかり」とすばらしい取組をされていることに一定の評価はいたします。

しかしながら、「あそびばひかり」にしても、自然体験活動等に62人、児童生徒が参加しているということですけど、後ほど「まなびばひかり」というのをお尋ねしたいと思うんですけど、この「あそびばひかり」の内容をちょっと教えていただけますでしょうか。

#### ○原田学校教育課長

「あそびばひかり」についてのお問合せでございますけれども、そちらにございますように、年間10回ほど、周防の森ロッジ等で自然体験活動ということを中心に行っております。

内容としては、先日も近くの川でカヌーを経験したりとか、そういったものもございますし、また職場体験ではありませんが、警察などの見学をさせていただいたり、それから自分たちと一緒に調理をしてそれを食べるといったような活動も行ったりしているところでございます。

以上でございます。

#### ○林委員

ありがとうございました。

こういういろいろな体験ができるということは、やはり学校に登校するに当たって少しは道が開けたかな、心が開いたかなというふうに感じております。

それから、その下にございます教育支援センターの「まなびばひかり」というのが、4年度に、児童生徒の延べ151人に支援を行われたということで、また常駐ということで支援員の方お1人でされているということでもありますけれど、ただいまの151人は、実質何人ということになるのでしょうか。

#### ○原田学校教育課長

教育支援センター「まなびばひかり」の令和4年度の実利用者数は、小学校児童1名、中学校生徒7名の計8名になっております。その子供たちが複数回利用している関係で、延べ151名となっております。

#### ○林委員

ありがとうございました。この「まなびばひかり」は、毎日使用できる状況でしょうか。

○原田学校教育課長

5月1日以降開設をしておりますけれども、学校が開いている日を基本として、学校が開いているときは基本的には開設しているという形になっております。

以上でございます。

○林委員

ありがとうございました。今現在は、「まなびばひかり」の場所は光市立の図書館の2階を利用されていると思いますけれども、ここは市民の方も御利用されるわけございまして、入り口が1階の1か所ということでございますけど、例えば、気持ちの中で不登校の生徒さんが入りにくいように感じますが、出入口の配慮ということは重要だと思いますが、いかがでございましょうか。

○原田学校教育課長

「まなびばひかり」につきましては、図書館の2階で開設させていただいておりますけれども、出入口については、その図書館の正規の入り口とともに、奥のらせん階段の方から入ることができるように、そちらにも看板をつけて、基本的にはそちらのほうから子供たちが入れるように配慮しているところでございます。

以上でございます。

○林委員

今、らせん階段のほうの入り口を設けているということで、そこから利用できるということでもありますね。分かりました。

どうして私、この質問をするかということ、最近、いじめとか不登校の認知件数が年々、とても多くなって、いじめ防止推進法の義務づけがされて10年が経過しているわけでございますけれども、心のこともありまじょうし、不登校の子の居場所づくりというのは本当にとっても重要であると思います。

やはり、学校復帰ができるように、30日休むとなかなか復帰ができない、特別な対応もしなきゃいけないという状況でありますけれども、そうなる前に、先ほどからスクールライフ支援員とか、いろんな方々がサポートしてくださっておりますけれども、もっと危機感を持って対処すべきではないかと私は案じておるわけで質問いたしました。

今後、学びやすい、充実した環境が必要となってくるやに思いまして、例えば、これがいいというわけではなくて、小中一貫校が進んでおりますので、空き室も利用できるということは大きな、重要な利点かと思っておりますので、いろんな形で、ゆったりとした環境で、もっとその子たちの心を開いていくということも重要ではないかなと思っておりますので、質問させていただきましたので、配慮をよろしくお願いいたします。

終わります。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○西崎委員

歳入歳出決算書の185ページ、この下段に学校警備委託料406万5,600円というのがありますが、小中学校の警備は今、どういうふうな体制になっているのか、説明願います。

○吉永教育総務課長

ただいま、小中学校の警備が、どういうふうな体制になっているかという御質問をいただきました。

内容につきましては、民間の警備会社に委託をしております、校舎等の管理をしているところでございます。

以上でございます。

○西崎委員

民間の警備会社の会社名と、それから日常、平日にどういうふうな警備をしているのか。あるいはこれ、夜間・休日だけなのか、お伺いします。

○吉永教育総務課長

警備会社でございますが、まず、小学校につきましては総合警備保障でございます。中学校につきましてはセコムでございます。

警備の期間でございますけれども、日中は教職員がおりますので、警備は解除しておりますが、学校に教職員がいない時間帯に警備をかけて、何かあれば警備会社が駆けつけるという状況にしております。

以上でございます。

○西崎委員

今の御説明によりますと、完全な民間のビルの警備みたいに、何かガタガタとしたら発報して、警備会社のほうが駆けつけるというような体制になっているというふうに考えていいわけですね。

そうすると問題点は、現在はこれ、平日なんです、光市立の小中学校は授業があるときでも学校に入ろうと思えば入れる状態に、全校になっているんじゃないかと思うんですが、その辺、いかがですか。

○原田学校教育課長

現在の小中学校への来校者の方ですけれども、基本的には門というのは開いておりますし、学校にも入っていただけるようになっている。これは、コミュニティ・スクールの関係者、地域の方であったり、そういう方のためにも開いているというところがあるわけですが、当然、学校のほうでは危機管理マニュアル等、そういったものを準備いたしまして、来校者のチェック体制や、例えば入り口で名札をつけていただくとか、名簿に名前を書いていただくといった、そのような取組を続けることで警備を行っております。

す。

以上でございます。

○西崎委員

光市ではないんですが、ほかの市の学校では、グラウンドにトイレがある学校が何校かあって、一般の方がトイレを借りに入って不審者通報があったり、最近では富海小学校だったか、何か時々、ニュースで報道されることがあるんです。

光市では、この数年、ニュースになったのは私は聞いていないので、そういう侵入者があった事例はないですね。ゼロでいいですか。

○原田学校教育課長

そういった学校施設への不審者の侵入という報告は受けておりません。

○西崎委員

了解いたしました。

○仲小路委員

それでは、主要施策の成果についての26ページに財産の管理がありまして、建物の、行政財産の中の学校施設のところの7の下から2行目の塩田小学校過誤修正、マイナス578m<sup>2</sup>とありますが、この内容についてはどういうふうになっていますでしょうか。

○吉永教育総務課長

塩田小学校の過誤修正の内容についての御質問をいただきました。

固定資産台帳とは、市が所有する全ての固定資産、道路であったり学校であったり、いわゆる建物等を含めてですけれども、そうしたものの取得価格や、耐用年数等のデータを登録するものです。それを平成27年度にシステムに登録する際に、塩田小学校の578m<sup>2</sup>というところに誤った入力があり、このたび、令和4年度に、塩田小学校に塩田コミュニティセンターが移設する登録変更時にその誤りに気づいたため、速やかに訂正したところでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。確認しました。

それから、同じく主要施策の成果の190ページですけれども、ここにタブレットの端末台数について記載されておりまして、小学校が2,116台、それから中学校が1,155台、合わせて3,271台と先ほどありましたけれども、これは、令和3年1月の同日と全く同じ数になっております。

令和4年5月1日の小学生については2,005人、それから中学校は1,152人、合計で3,152人と合計193人の減少でありますけれども、タブレット台数はそのまま、通信運



搬費も同額になっておりますけれども、単純に通信運搬費用タブレット台数で割ると1台当たり1万5,170円程度ですけれども、このまま適用できるかどうかは分かりませんが、単純に児童生徒数の減少分193台を乗じると約300万円となりますけれども、使用していない状態での支払いが発生しているのではないかと考えられますけれども、契約台数の変更はできない、あるいはまた、契約の詳細等も含めてお示しください。

○吉永教育総務課長

児童生徒が使用しているタブレット端末の契約の台数の変更ができないかどうかとの御質問をいただきました。

まず、このタブレット端末につきましては、導入時、契約方式といたしましてはリース契約で、5年間の契約になっております。

この5年間の契約の中で、リース業者が利益を確保するというか、5年間で事業が成り立つというものでございますので、契約途中で解約することはなかなか難しいと考えております。

リース事業者が不要な在庫を抱える状況にもなりますので、難しいと思っております。

また、契約内容につきましても、契約書の中には、契約内容の変更として、物価変動等により不適當なものが生じた際には双方協議の上ということがうたわれているのみで、今のように台数、児童生徒が減ったことによる契約変更はできない状況でございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。今、使われていないのが200台近くあると、そういうふうに認識しておいていいですか。

○吉永教育総務課長

今、子供たちの数が減って使われていない部分につきましては、当初、教職員が全てタブレット1人1台所有していない状況でしたので、台数が空くごとに随時、教職員に配置をしているところです。

参考までに数字を申し上げますと、導入当初、教職員194台所有しておりましたけれども、これが今現在、全ての教職員に行き渡っているというところで、318台、教職員が使っておりますので、子供の数が減った部分はそういったところに回す。

あるいは、前回の委員会でもありましたが、破損した箇所を回すとか、そのように対応しているところでございます。

○仲小路委員

分かりました。有効に活用されているということで確認いたしました。

それから、決算書の187ページの小学校管理事務費の上から7行目です。

階段昇降機保守点検委託料6万6,000円、少額でありますけれども、これは補正も特になかったのですが、その内容についてお示しください。

○吉永教育総務課長

階段昇降機の保守点検委託料の6万6,000円ということで、このたび決算で計上しておりますが、内容といたしましては、当初、中学校に配置をしておりました階段昇降機、これが浅江小学校で必要になったため、これを移設する、あるいはその移設後の点検費用、そうしたものを委託料として計上したものでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。確認しました。

それから、その同じページの小学校整備事業のところの1行目のネット設置委託料、これ16万5,000円がありますけれども、これも補正が特にありませんでしたけれども、内容をお示してください。

○吉永教育総務課長

こちらにつきましては、旧さつき幼稚園、これを解体した際に、それまで建物があったときはその隣に倉庫がありまして、その隣に隣接するグラウンド、周防小学校のサブグラウンドと言いますけれども、そのグラウンドとの境に、ある程度、その倉庫でいろいろ境界ができていたんですけれども、それがなくなったため、グラウンドを使用する団体等の、例えばボールが横にそれたりする、そういったものを防ぐために、境界に簡易ネットを設置し、安全対策を図ったものでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。本当のネットという意味で、インターネットのネットではなくて、普通のネットという、網のネットですね。分かりました。

それから、先ほど同じページのすぐ下の施設整備工事で2,529万6,000円、これは繰越明許ということで先ほどありましたけれども、この繰越明許が5,700万円ありますけれども、もう一度、この細かい箇所と明細の金額とか分かりますか。

○吉永教育総務課長

繰越明許の内訳ということで、繰越明許費は5,700万円ということになりますが、こちらは島田小学校、上島田小学校、三井小学校、光井小学校の体育館のトイレの改修、これを翌年度に繰り越したものでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

それぞれの金額というのは分かりますか。

○吉永教育総務課長

内訳でございますけれども、大変申し訳ございません。ただいま具体的な数字を持ち合わせておりませんけれども、4つとも大体同じ金額、同じような内容でございます。以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。大体4等分くらいの金額ということで理解しました。

それから189ページですけれども、中学校管理事務費ですが、これの真ん中、かなり下なんですけれども、草刈り等委託料8万8,000円とありますけれども、これは特に補正等なかったんですが、内容についてお示してください。

○吉永教育総務課長

こちらにつきましては、島田中学校の北側にありますのり面の草刈りの経費でございます。これまで近隣住民の方がボランティアで草刈りをしていただいていたのですが、今後、それが難しくなったということで、業者に委託をして実施したものでございます。以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。住民の方ができなくなったということですね。了解しました。

それから191ページですけれども、これの施設整備、中学校整備事業の施設整備工事がありまして、これも先ほど説明がありました繰越明許として、前のページのところで1,400万円とありますけれども、これについてももう1回、内容をお願いいたします。

○吉永教育総務課長

1,400万円の中身ということで、こちらにつきましては島田中学校の武道場のトイレ改修でございます。以上でございます。

○仲小路委員

これは1件ということで確認いたしました。

それから、同じく191ページの学校管理備品購入費、中学校の備品購入費ですけれども、これも補正がなく47万8,000円がありますが、この明細はどうなっていますでしょうか。

○吉永教育総務課長

こちらにつきましては、浅江中学校の職員室のエアコンが故障したため、予備費を充用いたしまして対応したものでございます。以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。

以上で、この件については終わります。ありがとうございました。

○中本委員

それでは、就学援助費について質問をいたします。

決算書189ページ、主要施策の成果192ページをお開きください。

就学援助費であります。予算、決算を見ますと、予算に対して決算、執行金額が非常に少なくなっております。この内訳は192ページで示しておりますので、この中身についての報告は要りません。できれば、何かありましたら、その辺で答えることがあったら答えていただければ結構です。

まずは、執行金額が少なかったということでもありますので、申請者が何件、何件という表現がいいかどうか、そして認定された方が何件かということをお教えいただきたいと思っております。

○吉永教育総務課長

就学援助費の御質問をいただきました。

まず、予算の部分でございますけれども、予算と執行額の差ということになります。

予算につきましては、これまでの認定率、このあたりを参考にして設定いたしますが、令和4年度予算につきましては、認定率を18%と見込んで予算を確保していたものでございまして、就学援助の性質上、扶助費という性質もございまして、一定の額を確保しているものでございます。

その次に、申請者でございますが、子供たちの数で行きますと610人で、そのうち認定が457人。率にいたしますと75%ぐらいが認定をされているという状況でございます。

以上でございます。

○中本委員

申請者が610人で、認定者が457件ということで、75%は認定されたということですが、せっかく610人も認定されましたが、なぜ75%だったのか、中身が分かれば教えてください。

○吉永教育総務課長

内容の多くは、その認定基準にあります所得額が超えていたというところでございます。

以上でございます。

○中本委員

制限がありますので、所得額が超えていけば仕方がないかも知れません。

その所得額に対して認定されるわけですが、しかしその所得額もぼつぼつ見直

す時期も来ているのかなというふうに思っておりますので、しっかりと見直ししながら、あまり厳しい認定、査定はしないように、しっかりと寄り添った形で補助が出せれば、認定されればというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたしておきます。

就学援助の認定率が13点何%と年々減少しておりますが、ちょっとその辺の分析はしておられますか。

#### ○吉永教育総務課長

これは全国的な傾向にはなっているのですが、ちょうど文部科学省が就学援助実施状況等調査というのを毎年度行っておりまして、全国の自治体からそのあたりの傾向というものを集めて、まとめているものがございますが、この中の内容を参考にさせていただきますと、全国的に9年連続減少しているという状況でございます。

その主な要因としては、児童生徒数が全体的に減少しているというところと、また経済状況が変化している。この経済状況の変化というのは、単純に申し上げますと、所得が上がっているというところがございます。実際に、子育て世代、児童生徒の保護者の方々の所得が上がっているかどうかというところの分析まではできてはおりませんが、光市の所得、課税状況調査がありますけれども、その状況を見ましても、過去3年間、給料所得の方の1人当たりの所得は上がっているという結果になっております。

したがって、全国的な傾向と同様に、今の児童生徒数の減少と所得の増、このあたりを認定率が下がっている要因と考えているところであります。

以上でございます。

#### ○中本委員

児童生徒の減少、これはもう、ずっと年々減少しております。それから、所得が上がっているということは、経済状況が非常によくなったのかなというような判断であります。確かにそうだというふうに思っております。分かりました。

それでは次に、中学校のほうの就学援助費、決算書191ページ、192ページにあります。

やはり中学校においても、予算、決算について見ますと、非常に執行金額が少ないという状況であります。中身については、196ページに示してありますので、中身についてはこれでよく理解をいたしております。

問題は、執行金額が非常に少なかったという中でのお考えをお聞きしたいと思っております。

#### ○吉永教育総務課長

執行金額が少なかったということでの内容についてでございますが、やはり、昨年度と比べまして、昨年度は中学校認定度が14.06%で、令和4年度が11.51%ということで、かなり認定率が低くなっているという部分と、実際に認定を受けている生徒の総数も減っておりますので、そのあたりで全体的に減っているという状況です。それが、執行額が減っている要因になっていると考えております。

以上でございます。

○中本委員

よく分かりました。それでは、中学校の申請者が何件か、あるいは何人か。認定が何人かということ、中身が分かれば教えてください。

○吉永教育総務課長

大変失礼いたしました。先ほどの申請者610人と小学校のときにお答えしていますが、これは小学校と中学校を足した人数が610人ございまして、先ほどの訂正をさせていただきたいです。

先ほどの数字を小学校に置き換えますと、小学校の申請は394人で、うち認定が303人でございます。このたびの中学校につきましては、申請が216件で認定が150人となっております。

したがいまして、中学校に関しては、そのうち認定された方の割合が約70%です。小学校が、先ほど75%と申しましたが、小学校は約78%となっております。

以上でございます。

○中本委員

分かりました。先ほど申し上げましたように、一応認定されなかった方というのはどんな中身でしょうか。

○吉永教育総務課長

認定されなかった方の中身でございますが、小学校と同様に所得の基準がオーバーしていたというところでございます。

○中本委員

小学校と同じように、もちろん児童生徒、所得が上昇したということでもあります。よく分かりました。

認定率も、中学校であります11.51%ということで減少はしておりますが、先ほどの小学校の減少認定率、援助認定率が下がっておることの中身については、小学校と同じような状況で考えてよろしいですか。分かりました。

この就学援助費の予算についてはなかなか予測がつかない予算で、非常に難しい予算化だというふうに思っております。

令和4年度の決算の反省が次年度の予算に反映されなければならないというふうに思っています。コロナパンデミックによって行動が変容され、厳しい経済状況の中で、生活環境が変わったという状況の中で、もう少し就学援助費が増えるのかなというように予測をしておりました。

そんな状況でありましたので、しっかりと各家庭でいろんな経済状況、環境が変わっておりますので、それをよく承知しながら、子供たちの育成に家庭のほうもしっかり力を注いでおられるのかなというふうに思っております。

ぜひ、厳しい状況の中ではありますが、今後は適切に援助できるように、いろんな広報

等を通じて周知徹底をよろしくお願いいたします。

以上で終わります。

#### ○西村委員

それでは、何点かお伺いさせていただきます。ちょっと、不勉強なところもあるかと思いますが、お願いします。

まず、決算書の187ページ、これは小学校管理事務費の中になるんですけども、自動車の借り上げ料等というところが当初の予算と比べて減額をされているというところ。あと、同じページの小学校教育振興事務費の中のこれ、当初予算には自動車の借り上げ料が計上されていたんですけども、この記載がなくなって、どこかで多分、補正で落としたんだと思うんですけども、改めてこの理由をお伺いいたします。

#### ○吉永教育総務課長

小学校管理事務費の自動車借り上げ料等に対する中身の御質問をいただきました。

まず、小学校管理事務費の決算額につきましては、当初予算では26万円ほど予算計上していたものが、決算額では1万6,000円になっておりまして、内容といたしましては、各学校に発生する経費で、例えば通院等でタクシーを使われる場合や、健診等で使われる場合、あるいはよい歯のコンクール等で使用する場合という、いろんなパターンがあるのですが、そうしたタクシー利用が臨時的に発生する場合がありますので一定額を確保していたというところで、当初予算は26万円で、実績が1万6,000円という結果になっております。

また、小学校の教育振興の自動車の借り上げ料につきましては不執行だったということになるのですが、こちらにつきましては、当初予定をしておりました学校の音楽祭、これが毎年度、市民ホールで開催しておりましたものですが、この市民ホールに子供たちを移送するバスの借り上げ料であったり、あるいは陸上記録会、こちらについても大和総合運動公園で各校が集まって、バスを借り上げて集まり、陸上記録会を行っていましたが、令和4年度、音楽会、陸上記録会共に中止ということで、決算額はゼロとなっている状況でございます。

以上でございます。

#### ○西村委員

コロナの影響、そういった状況の中で開催されなかったからということで理解をいたしました。

それからすみません、ページ1個戻るんですけども、決算書の185ページ。小学校管理事務費の中に、通信運搬費なんですけれども、これはたしか当初予算の説明の中で、島田小学校の留守番電話のサービスという話があったと思うんですけども、ちょっと主要施策の成果とかを見ても、見落としたかもしれないんですけども、結局、留守番電話サービスを入れてどうなったのかというあたりをもう少し教えていただければと思います。

○原田学校教育課長

島田中学校区の学校に取り入れました留守番電話でございますけれども、これは、先行して室積小中学校のほうで試行的に導入しているものですが、基本的には夕方以降、学校によって若干時間は違いますけれども、それ以降の外部からの連絡については受け付けないものなんですけれども、これにより、以降の連絡等については入ってこないというところから、教員の働き方に影響していると、学校からは情報が入っているところがございます。

以上でございます。

○西村委員

一定の効果があったということですが、ちょっと具体的にイメージができないので、もう少し教えてほしいんですが、夕方とか教職員の皆さんが帰った後に電話がかかってきたものが留守番電話につながりますと、留守番電話のサービスの音が流れますと。それがなかったら、ずっとコールが鳴り続けるような感じになるんですか。

○原田学校教育課長

教職員が学校を空ける際にセットして帰りますと、以降、電話が外部から入ってきますと、それに対してコールが流れる形になっております。内容は教職員がいないという状況、そのことを伝える形にはなっております。

○西村委員

分かりました。要は、営業時間外ですよみたいな取扱いになるというのが、もう誰もいませんよというのが、かけた人に分かるという状態になるということで理解いたしました。

そういった一定の効果があるということで、これからまた、いろんなところに入れていかれるということで理解をいたしました。

それから、先ほど決算書の191ページ、先行委員が学校管理備品購入費の内訳で、エアコンの更新がありましたということで答弁がありました。その最初の説明の中で、予備費を充用しましたということで、同じようにエアコンの購入が79万9,000円という説明があったと思うんですけれども、さっきの47万8,500円と、この79万9,000円、これの差というのは、ちょっとあまり理解ができなかったもので、もう少し教えていただけると助かります。

○吉永教育総務課長

学校管理備品の47万8,500円と予備費充用の差ということでの御質問です。

まず、この学校管理備品につきましては、先ほど御説明をした、浅江中学校の職員室のエアコンを急遽購入したものでございますが、補正対応が難しいということで、予備費から79万9,000円を充用して確保したものでございまして、つまり、備品を購入する



前提として、予定価格といえますか、うちのほうで一定の必要な額というのを予備費で担保して、実際に見積りを諮って、その見積りの結果が47万8,500円だったというところで、予定価格と実際の価格の差となっております。

以上でございます。

○西村委員

ということは、その前の189ページの不用額の中にその差は含まれるという認識でいいんですか。

○吉永教育総務課長

そのようになっております。

○西村委員

分かりました。ありがとうございます。

それから、主要施策の成果の189ページ、小学校管理費のところなんですけれども、これ学校医であったり、学校歯科医、あと学校薬剤師を選任して児童の健康の管理に努めたというふうにあるんですけれども、後学のために教えていただきたいんですが、お医者さんとか歯医者さんというものが健康の管理に関わるというのはイメージがつくんですけれども、この薬剤師さんについては、児童の健康の管理とどういったつながりというか、成果があるのか。そのあたりがちょっとイメージができなかったのもう少し教えていただければと思います。

○原田学校教育課長

学校薬剤師についてのお尋ねでございますが、学校薬剤師につきましては、文科省が示している学校環境衛生管理マニュアルに基づいて、学校における様々な環境衛生の維持に努めていただいております。

具体的には、教室等、児童生徒が学習する場所の照度の検査であったり、換気状況や騒音、飲料水やプールの水質検査等も行っております。

こういった子供たちの学習環境の維持管理に関する指導助言等により、児童生徒の健全な学習環境が保たれ、ひいては児童生徒の健康管理につながっているというところが成果といえると考えております。

以上でございます。

○西村委員

分かりました。ありがとうございます。よく分かりました。

それから、主要施策の成果の191ページになるんですけれども、小学校整備事業のイです。周防小学校体育館屋根防水等改修工事なんですけれども、これの説明のところに緊急防災・減災事業債を活用しながら改修工事を実施しましたと記載があるんですけれども、緊急防災・減災事業債というのは、私の認識の中では、充当率が100%と記憶を

しておるんですけれども、そうであれば、この市債の部分がイコール事業費になるような気もするんですけれども、ちょっとそのあたりについてもう少し、内訳等を含めて教えていただければと思います。

○吉永教育総務課長

周防小学校の体育館の屋根防水等の改修工事、その財源の緊急防災、このあたりの関係性ということでの御質問をいただきました。

委員仰せのとおり、この緊急防災・減災事業債は充当率100%となっておりますが、この事業費2,189万円の中身が、実際にはこの起債の対象外の経費が一部含まれていたとなっております。内訳といたしましては、起債の対象となる経費が1,890万円で、対象外が2,990万円となっております。中身といたしましては、体育館の玄関の入り口のところ、屋根の部分は緊急防災の対象外だったということになっております。

この緊急防災・減災事業債の趣旨といたしましては、指定避難所等の機能向上を図るところが大前提となっております。この該当になった部分に関しましては、屋根部分がメインなんですけれども、遮熱塗装をして機能向上を図ったため、減災事業債の対象になった。玄関上の屋根については、そこまで行っていないので対象外になったというような内訳でございます。

以上でございます。

○西村委員

分かりました一部対象外の部分があったというところで理解をいたしました。

○吉永教育総務課長

大変失礼いたしました。対象外経費は299万円でございます。訂正をさせていただきます。

○西村委員

分かりました。いずれにしても、緊急防災・減災事業債の対象になっている部分は全部充てている。そうじゃないところは一般財源を充てているという内訳になっているというところで理解をいたしました。ありがとうございます。

それから、同じ主要施策の成果191ページの教育振興費のところのイ、小学校教育振興事業外国語活動の中の、このALTの活用の部分なんですけれども、先ほどの最初の説明の中でも、小学校の低学年に年間10時間というふうにあります。これに関して、成果というか効果についてはどのように考えているのでしょうか。お伺いいたします。

○原田学校教育課長

小学校定学年へのALT外国語指導助手の活用についてでございますけれども、実際の授業においては、そのALTが新しい単語の発音練習や絵本の読み聞かせ、チャンツなど、ALTならではの学習活動への関わりを行っているところです。

そこでは、まねをすることに抵抗の少ない1、2年生の発達段階の特性等も生かしながら、外国語に慣れ親しむことができるような活動を行い、英語は面白いと感じられることを狙いとして授業を行っているところです。

成果・効果につきましては、教員や、実際に授業等に入っているALTから、低学年の学習の中で、ある程度、英単語や英語表現に慣れ親しんでおくことで、3年生から外国語活動が始まった際の導入が非常にスムーズであるという評価を得ております。

そうした学習に取り組む意欲が高まっているということも、評価として聞いているところでございます。

以上でございます。

○西村委員

分かりました。ちなみに、今、年間10時間なんですけれども、どういうスケジュールで、毎月1回ぐらいやっているのか。ある期間に集中してダダッとやっていくのか。このあたりが分かればお伺いいたします。

○原田学校教育課長

この事業が始まった際に教育開発研究所のほうで開発しましたプログラム、カリキュラムに従って行っておりますが、基本的にその時期については学校に委ねておりますので、学校の計画に従って行っていると認識しております。

以上でございます。

○西村委員

ということは、それは学校によって違いがある。短期間にまとめてやっているところもあれば、小分けにしてやっているところもあるという認識でいいですか。

○原田学校教育課長

学校ごとに若干のずれはあると思いますが、例えば1日でとか、そういう極端なものはないと認識しているところでございます。

○西村委員

それによると、おおむねどれぐらいの頻度でやっていることになるかとかって分かりますか。

○原田学校教育課長

年間を通じて10時間ということですので、ほぼ月に1回ペースぐらいで実施されていると認識しております。

○西村委員

おおむね月に1回ぐらいだろうということだと思っておりますが、先ほどの回答の中で、そ

もそも英語に慣れ親しんでいくこと、3年生から始まる英語のスムーズな導入に対して効果があるというふうなお話もあったと思うんですけども、これ、数字だけ見ると年間10時間でどうなのかなというふうに思うところもある。

もちろん、教育のカリキュラムのお話の中で、確保できる時間というものが決まっている中ではと思うんですけども、光市においては、英語に力を入れている側面というのがあると思いますので、もう少し時間を増やしていても不思議じゃないなというのは、これを読みながら感じたところです。

10時間、年間やるにしても、短期間のうちに週に1回をダッと固めている、固めて一気にやるとか、いろいろやり方があるんだろうなというふうに個人的には思うところなんですけれども、現時点でもそういった先生の方からの一定の効果というものが感じられているというところを聞いて、少し安心したところではあります。

ただ、今後、この時間であったり、組み方に関しては、もう少し効果が上がるような形というのも研究してみられる。もう少し、いろいろやり方を工夫されていくことも検討いただければなというふうにお願いをいたします。

以上です。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・

#### ○吉永教育総務課長

私の説明の中で、具体的には仲小路委員さんの御質問の中で、小学校整備事業ということで繰越事業になりますけれども、5,700万円の内訳ということで、トイレ改修工事の内訳の御質問に対しまして、私のほうからは、事業の詳細を持ち合わせていない中で、4校とも同程度ということの曖昧な回答をいたしました。大変申し訳ございませんでした。

改めて内容を確認いたしまして、詳細を今から説明をさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

5,700万円の内訳でございます。

まず、三井小学校につきましては1,700万円、光井小学校につきましては1,600万円、島田小学校につきましては1,200万円、上島田小学校につきましては1,200万円、合わせて5,700万円でございます。

ここの内容の差でございますが、規模といたしましては、面積的には同程度となりますけれども、一番高い三井小学校につきましては、シャワーの設置とスロープの設置がございます。

また、次に、光井小学校の1,600万円、これにつきましてもスロープの設置をしているところがございます。

そうした中で、4校とも若干の数字の差が出ている状況でございます。

詳細の説明につきましては、以上でございます。よろしくお願ひいたします。

#### ○原田学校教育課長

午前中に、西村委員より、主要施策の成果について、191ページの小学校費の2、教育振興費の中の(1)小学校教育振興事業のうち、イの小学校教育振興事業外国語活動の(ア)ALT、外国語指導助手の活用に関して、小学校低学年の年間10時間の配分に関するお問合せを頂き、曖昧な回答を申し上げましたが、正確には「4月と8月を除く10か月について、1か月に1回のペースで計画的に小学校全校で行われる事業の支援としてALTを派遣しております。」が正しくなります。申し訳ございませんでした。

説 明：国広文化・社会教育課長 ～別紙

質 疑

○仲小路委員

それでは、主要施策の成果のところの201ページですけれども、一番下段のところ、放課後児童クラブ管理運営事業であります。その終わりから3行目の4人の支援員が放課後児童支援員認定資格を取得しましたとありますけれども、これは県で実施していると思いますが、研修等の費用について光市の負担があれば、その内容と、決算書記載の箇所をお示してください。

○国広文化・社会教育課長

放課後児童クラブの研修の件でございます。

研修費の費用につきましては、教育委員会で負担をしているところでございます。

研修につきましては、勤務ということになりますので、研修時間は会計年度任用職員報酬で支出をしております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。

この今の認定資格取得者の選定というのは、どのように行われていますでしょうか。

○国広文化・社会教育課長

選定につきましては、この研修には受講資格がございまして、教員や社会福祉士、保育士の資格者は受講対象となりますが、これらの資格を有していない支援員は、2年以上の業務に従事することが必要となります。こういった基準を満たしている支援員については、研修の受講を促す案内を全員に実施をしているところでございます。

○仲小路委員

これは、資格がある方に希望を募っているということによろしいですか。

○国広文化・社会教育課長

そのとおりでございます。

○仲小路委員

分かりました。

それでは、令和4年度末現在で、全支援員のうち認定資格取得者数というのは何人いらっしゃいますでしょうか。

○国広文化・社会教育課長

4年度末につきまして、支援員が48名在籍しております。資格取得者は43名というところでございます。

以上です。

○仲小路委員

分かりました。ほとんど取られているということで、今後も、若干取られていない方がいらっしゃいますが、その増加ということも今後予定されていますか。

○国広文化・社会教育課長

勤務をしておられる方、全ての方に受講し、資格を取得していただきたいと考えております。

以上です。

○仲小路委員

分かりました。

それで実際にこの取得をしたことによって、どういうふうな効果があるというふうに思われていますか。

○国広文化・社会教育課長

支援員の職務に対する資質の向上は言うまでもございません。放課後児童クラブを日々開設する際は、認定資格取得者が必ず1名は必要と定められていることから、認定資格取得者が多く勤務していただくことで、円滑な施設の開設及び運営につながるものと考えております。

以上です。

○仲小路委員

分かりました。ありがとうございます。

それから、主要施策の203ページですけれども、一番下の3のところ、先ほど若干の説明がありました教育支援活動促進事業のうちの放課後子ども教室の実施ですが、これが実際に7か所がありますけれども、これの具体的な、どのような内容をしているか、主なものがありましたらお示してください。

○国広文化・社会教育課長

放課後子ども教室につきまして、主なもの、特色があるものというところでございますと、室積は紙芝居づくり、光井は算数教室、島田はパソコン教室、三島はニュース  
スポーツ体験、周防は門松づくり、利助塾、東荷は走り方教室、石城塾、塩田はふるさと  
学習など、このような特色のある取組を開催していただいております。

以上です。

○仲小路委員

分かりました。いろんな取組がされているということを理解いたしました。

以上です。

○西村委員

それでは、1点だけ確認をさせてください。

主要施策の成果の206ページ、周防の森ロッジ、屋根の塗装工事なんですけれども、  
先ほど、周防小学校の件でのほうの記載では、緊急防災・減災事業債、これが充てられ  
ていたという説明があったんですけれども、この周防の森ロッジの屋根の塗装工事に関  
しては、この事業費、市債のうち、どういったその内訳というか、内容だったのか、も  
う少し教えてください。

○国広文化・社会教育課長

周防の森ロッジの屋根の塗装工事につきましても緊急防災・減災事業債を活用してお  
ります。また、一部、合併特例債を充てているところがございます。

起債が100%というところございましたけれども、屋外調理場や屋外トイレ等、対  
象外のものもございましたので、市債の起債に充てる金額は、記載のとおりとなっております。

以上です。

○西村委員

分かりました。ありがとうございます。

以上です。

○中本委員

それでは、社会教育推進事業の主要施策198ページであります。伊藤公カップ英語ス  
ピーチコンテストの開催について、コンテストはいかがでしたか。

4年度は小学生の部を開催されておりますが、全体的な効果はいかがでしたか。

○国広文化・社会教育課長

4年度におきまして、小学生の部を試行的に開催させていただいたところございま  
す。参加者も非常に多く、元気な声でスピーチを小学生にさせていただいて、大変好評を

博したと考えております。

今年度につきましては、正式に小学生の部を創設したというところでございます。  
以上でございます。

#### ○中本委員

小学生まで広げたということは、すばらしいことだと思います。

この伊藤公カップであります。正式には初代内閣総理大臣伊藤博文英語スピーチコンテストというような中身であります。伊藤公カップというのは、全ての資料館、あるいは教育の文章、いろんな面で伊藤公カップ、伊藤公という表現をされておりますが、なかなかこの伊藤公というこの表現の仕方は、だんだん、市民になじんでこなかった、こないようなというような気がちょっとします。

伊藤公とは、どういう表現の、どういう人ですかということを聞いたときに、若い人あたりはちょっとピンとこないというようなこともありますので、伊藤公の「公」は、やっぱり地位や家柄の高い人の姓名につけて尊敬の意を表す表現の一つだというふうに思っております。

したがって、冠の名称については、誰がどうですかと聞かれたときでも、小学生、中学生、分かりやすく、正式な名称について、先ほど申し上げましたように、初代内閣総理大臣伊藤博文英語スピーチコンテストというような表現の仕方に変える必要があるのではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

#### ○国広文化・社会教育課長

伊藤公没後100年を記念した事業として始まったこの行事でございます。委員のおっしゃられる名称「初代内閣総理大臣伊藤博文公没後100年記念事業伊藤公カップ英語スピーチコンテスト」という名称で始めさせていただきました。

その後、名称については、冠として使われておりました初代内閣総理大臣伊藤博文公没後100年記念事業より下の「伊藤公カップ英語スピーチコンテスト」をこれまでの行事として名称をつけているところでございます。

この名前について、これまで11回開催をしております。定着もしておりますことから、今後もこのコンテスト名で開催してコンテストを広めていければと考えております。

また、今年度より伊藤博文公のカラーをより前面に出すために、スピーチコンテスト会場内に伊藤公資料館より貴重な資料を展示し、小中学生に伊藤博文公のことを知ってもらう、触れてもらう取組を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

#### ○中本委員

伊藤博文初代内閣総理大臣は英語が堪能であったということで、英語スピーチコンテストを始めたというふうに記憶をいたしております。

先ほど説明、回答がありました。会場内でのその中身、初代内閣総理大臣伊藤博文といういろんな形での功績のあった人でありますので、コンテストの会場においてもし



っかりその旨を伝える必要があろうかと思っております。

合併して来年が20年となっておりますが、伊藤公カップの開催場所でありましたが、去年、地元の大和コミュニティセンターで、伊藤公カップスピーチコンテストがようやく地元で行われるようになりました。

今までは旧コンピューター・カレッジ、あるいは市民ホール、いろんところで開催をしておりましたが、去年は初代内閣総理大臣の地である大和コミュニティセンターで行われたということは非常に喜んでおるところであります。

もうすぐすると、来年が20周年でありますので、本来なら伊藤博文公あるいは資料館の周りでスピーチコンテストができないかと、今までいろんな提案をしておりますが、そのあたりのお考えをちょっとお聞きをしたいと思えます。

#### ○国広文化・社会教育課長

昨年度より伊藤博文公のお膝元である大和コミュニティセンターで開催というところの運びとさせていただいております。

今年度より小学生の部を創設したということで、かなり時間も、午前から夕方までという形で長時間になるというところで、参加者も多くございまして、伊藤公の旧邸等を活用するというところも考えた次第でございますけれども、なかなかキャパシティのほうに難しいところがあるというところがございます。

今後も大和コミュニティセンターを中心として、主催会場として今後も考えていきたいと考えております。

以上です。

#### ○中本委員

思いは分かりました。

来年が合併20周年という記念の年度でありますので、しっかりと伊藤公カップが十分成果が出るように、20周年に向けて今回の決算の反省を踏まえながら、来年度に向けてよろしく願いをしたいと思えます。

以上です。

説 明：国広文化・社会教育課長、眞嶋図書館長 ～別紙

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

#### 質 疑

##### ○仲小路委員

それでは、決算書の199ページですが、文化センター管理運営事業のうちの5行下の指定管理者光熱費等高騰支援金が17万7,000円ですが、もともと補正で30万あったんですが、これは減額というのは、何か算出の基準がありますでしょうか。

○国広文化・社会教育課長

算出の基準につきましては、昨年の9月の文化振興財団の理事会において、昨今のエネルギー価格の上昇により光熱水費の補正予算が30万円計上され、今後、施設運営に大きな支障が生じてくることから、この補正予算で計上された30万円を基準に支援金を決定いたしました。

その後、財団の節電等の経営努力により決算時に12万3,000円の残が生じたため、残金の12万3,000円を返還していただき、決算額については17万7,000円となったところでございます。

以上です。

○仲小路委員

実際の決算額による減額ということで分かりました。

それから、同じ199ページの、ふるさと郷土館管理運営事業の樹木剪定等委託料49万9,000円ですが、これも補正等ありませんでしたが、どういう内容だったのでしょうか。

○国広文化・社会教育課長

ふるさと郷土館の敷地内の高木、隣接道路などに非常に支障が出てきたというところがございましたので、樹木の剪定をいたしたところでございます。

以上です。

○仲小路委員

分かりました。

それから、同じく、ふるさと郷土館管理運営事業のもう一つ下の施設用備品購入費が45万3,000円ありますが、これも補正等ありませんでしたが、どういう内容でしょうか。

○国広文化・社会教育課長

こちらは、ふるさと郷土館のエアコンが夏場に故障いたしまして新しいものと更新をいたしました。その経費でございます。

以上です。

○仲小路委員

分かりました。

それから、201ページですが、市民ホール管理運営事業の3行下、これも樹木剪定等委託料49万9,000円がありますが、これも補正等ありませんでしたが、どういう状況だったのでしょうか。

○国広文化・社会教育課長

こちらは、市民ホールの敷地内に高木がございまして、道路や隣接地にせり出していたということで、地域の方等の問合せ等もございましたので、高所作業車を用いて剪定

のほうを実施したというところでございます。  
以上です。

○仲小路委員

分かりました。

同じく市民ホール管理運営事業のところですが、施設用備品購入費、これも補正がありませんでしたが、内容はどういうことになりますか。

○国広文化・社会教育課長

こちらにつきましては、楽屋に設置してあるエアコンの更新と、ステージ袖に設置してあるスピーカーが故障いたしまして、スピーカー2台を更新した経費となっております。

以上です。

○仲小路委員

分かりました。

それと、すぐ下に指定管理者光熱費等高騰支援金90万円がありますが、これは補正予算どおりなんですけど、これはちょうど金額が合ったというふうに理解していいでしょうか。

○国広文化・社会教育課長

文化振興財団の決算の中において、支援金として交付いたしました90万円以上の金額の光熱水費が支出をされておりましたので、結果、返還金が生じなかったということで90万円が決算額となっております。

以上です。

○仲小路委員

分かりました。金額を超えている場合は、そのまま追加はないということで分かりました。

それともう一つ、主要施策の成果の230ページ、これは図書館の利用についてありますけども、230ページの2つ目のオの利用登録の状況ですけども、これは登録数、特に下のほうに市内というものがあまして、市内の登録数が令和4年度で9,492、その前からかなり大幅に減少している傾向があります。

それで、ちょっとこの10年間の状況を見てみますと、平成24年が1万2,176人で、25年が68人減って1万2,108人、26年が5人減って1万2,103人。それから、27年は189名減って1万1,914人、28年は微増で56人増えていまして1万1,970人、29年が137人減って1万1,833人。それから、30年が204人減って1万1,629人。それから、元年は280人減って1万1,349人。

それから、令和2年が635人減って1万714人。それから、令和3年が680人減って1

万30人、令和4年がここにあるとおり538人減って9,492人と、非常にずっと減少傾向にあります。

さらに、この3年間は大幅な減少で、人口減少も上回るほどの減少というふうになっておりますけども、この減少の要因についてどのように分析していますでしょうか。

また、登録減少をとどめ、また、さらに増加の対策というのはどういうことをされていますでしょうか。

#### ○眞嶋図書館長

委員御質問の登録者数の減少の要因分析についてですが、まず、登録者数の減少要因は、転出や死亡による人口減少がありますが、それ以外に、図書館利用カードの利用が5年間ない場合、システム上で除籍しております。

新規登録者数は来館者数に比例しており、平成26年度以降の登録者減少数は、平成27年度でマイナス1,396人、平成28年度でマイナス1,015人、平成29年度でマイナス1,094人、平成30年度でマイナス1,130人、令和元年度でマイナス1,098人と推移しておりました。

委員御指摘の平成2年度以降の3年間については、新型コロナウイルス感染症の影響により来館者が大幅に減少したことにより、令和2年度でマイナス1,262人、令和3年度でマイナス1,362人、令和4年度でマイナス1,291人となり、コロナ禍前後の平均で159人年間登録者数が減少したことになりますが、令和4年度は来館者数が増加に転じた影響から、登録者数も徐々に回復している状況となっております。

次に、登録者数の減少を止め、さらに増加の対策をしているかとの御質問ですが、たとえ人口が減少しても、入館者数が増加すれば実際に図書館を利用される登録者は増えると考えますので、市民が求めている資料や情報をバランスよく収集し、利用しやすいサービスを提供していくことと考えております。

そのため、SNSを利用した広報活動や新聞などのメディアによる本の紹介を積極的に行っているところであります。

そのほかに、幼いときから本に親しむきっかけづくりとなるブックスタート事業や、学校連携を通じた体験学習やイベント等による次世代の本とのつながりを支援する施策に取り組んでいるところです。

また、電子図書館を運用することにより、様々な理由により図書館に来館することが難しい方にも読書の楽しさを提供できるようにサービスの充実に努めています。

以上です。

#### ○仲小路委員

状況はよく分かりました。実際に登録されている方が、5年経過して使用されないまま減っているという状況、自然で減っているということがあると思いますけども、実際に登録されている方も利用がないという状況もあると思いますので、またその辺も併せてよろしくお願ひします。分かりました。

以上です。

○中本委員

それでは、伊藤公資料館管理運営事業、主要施策の219ページであります。

まず、事業内容であります。伊藤博文公遺徳継承事業の企画展の期間中の入館者数についてお聞きをいたします。

入館者数と、そして、入館者の内訳が分かれば教えてください。一般、あるいは大学生、高校生、中学生、小学生もというようなことでもありますので、よろしく願いいたします。

○国広文化・社会教育課長

遺徳継承事業につきまして、企画展の開催期間中の入館者につきましては、1,753人の方に御入館をいただいております。

小学生、中学生、高校生というところの詳細な内訳などにつきましては、現在、資料のほうを持ち合わせていないところでございます。

以上です。

○中本委員

一番肝心の高校生、中学生、小学生あたりの入館者の把握をお聞きしたかった。というのは、どれだけ伊藤博文公に対して関心があるのか、こういう遺徳継承事業を期間中に見に来た方が何人おるのかということも把握しなければいけないと思いました。また、そのあたりを含めて、よく把握をしていただくようお願いをしておきます。

1,753人ということでもありますので、かなりの入館者数があったなと思っております。

その中で、220ページであります。年度別入館者数がここに示してあります。令和3年度は728人と、これはコロナ禍の中でありました。したがって、令和4年度が680人と減少しておりますが、どのように分析しておられますか。

○国広文化・社会教育課長

220ページの上段の表につきまして、令和4年度が令和3年度に比べて48名減少しているというところでございます。この内訳を分析していきますと、小学生の入館者が減っているということが分かりました。この小学生につきましては、市外の小学校2校が4年度については来館をしていないというところが大きな原因でございます。

若い世代の入館者を増やすための周知を我々はやっていかなければならないということがございます。このため、周知はもとより、体験型の楽しめる企画などの仕掛けを、今後さらに考えていきたいと考えております。

以上です。

○中本委員

先ほど申し上げましたように、遺徳継承事業の期間中に小学生の来館者数を把握して

いないということでもありますので、したがって、令和4年度は小学生が減少していると、若い世代の来館者が楽しめるような企画をしたいということでもありました。

しっかりと、やっぱりこの伊藤公資料館、伊藤博文公の功績をたたえ、この期間中に遺徳継承事業がしっかりと、そこで期間中に訪問すれば中身が大体分かるということでもありますので、しっかりとその辺りを取り込んでください。

それから、次に企画展であります、「伊藤博文と盟友井上馨～近代日本を築いた二人の政治家～」であります、先ほど説明がありましたように、伊藤博文公が別荘で使っていた由緒ある椅子であります、これはどのような効果がありましたか。

#### ○国広文化・社会教育課長

この椅子に実際座って記念撮影をしていただけるコーナーということで、滄浪閣で使っていた椅子を設置してコーナーを設けさせていただきました。その中では、やはり県外の方等、多くの方が、実際に伊藤博文公が使用していたものに座れるという感動といえますか、驚きを私も真に受けることができました。

また、そういった方が記念撮影をして、多くの方がSNSに上げておられるというところが、伊藤公資料館に入館していらっしゃる方にも、こういった情報が多く届いているという状況が見て取れるところでございます。

以上です。

#### ○中本委員

大磯の滄浪閣であります、明治29年に伊藤博文公が別荘名を名づけました。そこで使用した由緒ある椅子ということでもありますので、私も非常に興味があって出かけていきました。そういったちょっとしたアイデアを持って、やっぱり県内外の方にも、あるいは市内の方にも、こういう椅子に座ってという感動を与えるようなリアルな形を作らなければいけないと思っておりますので、よろしく。

特にまた、SNSに上げるということ、効果がありますので、よろしく願いをおきます。

次に、講座であります、子供歴史講座実施状況で、申請団体が8団体、市内6団体ということでもあります、こういった団体でしょうか。

#### ○国広文化・社会教育課長

8団体の内訳を申し上げます。

東荷小学校、これが全校生徒で1回来られております。それから、光井小学校が3年生が来ております。それから、教育委員会が所管しております少年少女チャレンジセミナー、こちらのほうを伊藤公資料館のほうで開催した際に34名参加しております。

それから、周防大島町の小学校が訪れております。これが6名でございます。それから、島田小3年生が37名訪れております。

それから、山口市と岩国市の小学校が、代表の方だけでしたけれども6名、合同で来ております。

あと、東荷小学校の5年生、6年生が2回、学習研究ということで伊藤公資料館を訪れておるのが、東荷小学校が6人、東荷小学校が7人、これが5年生、6年生が訪れておるといふ内訳でございます。

以上です。

#### ○中本委員

詳細が分かりました。市内の小学校が歴史講座に申請して参加しているということでありますので、もうちょっと市内の小中学校に広める必要があろうかというふうに思っております。

どうぞ、この歴史講座にはしっかりと小中学生含めて参加できる、そのような中身をしっかりとつくっていただきますようお願いをしておきます。この項は終わります。

したがって、今回、集中して伊藤博文公資料館、あるいは英語スピーチコンテストについて決算で集中的に質問をいたしました。合併して、大和町から新市、光市に長い歴史の中で受け継がれてきた文化、いわゆる伝統文化、この歴史を継承していくということが非常に重要だというふうに思っております。

最近はどうもスポーツ・文化にだんだん市民と離れを感じるわけでありますので、しっかりこの歴史と文化を伝承していく使命があるというふうに思っておりますので、いろんなイベントを打って来館者を増やす。そのためには、伊藤博文公のグッズ、伊藤ブランドも、もう少し開発しながら販売をして収入を増やすということも考えていかなければいけないというふうに思っております。

こういう事業については、小さい予算で最大の効果を出すということがごもっともであります。最大の予算で何ができるんですか。

今の経済状況の中で、ある程度一定の予算をつけながら、3倍、4倍の効果を出していくということは、今、経済状況の中でしっかりとお金をつぎ込む必要があるところにはお金をつぎ込んでいけば最大の効果が出るというふうに我々思っておりますので。

しっかりとその辺りを、伝統文化・芸術、次の世代に引き継いでいただき、伝統文化を踏まえ、さらに発展させ、特に他の文化を取り入れながら、光市独自の個性豊かな新しい文化を生み出していくと、これは決算をやって次年度に持っていくことだということでありますので、ぜひ、もうちょっと文化・スポーツに次年度は期待をしておりますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

#### ○西崎委員

今の中本委員の質問に関しての関連になると思うんですが、219ページの事業費内訳の歳入のところ。今、伊藤公記念館でグッズ、土産物等、売っている商品はどんなものがございませうでしょうか。

・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・

○国広文化・社会教育課長

伊藤公資料館で売っているグッズと、内訳というところでございます。

テレホンカードやハンドタオル、それから、シール、クリアファイル、ボールペン、このようなものが4年度の決算の中では記載しているところでございます。

以上です。

○西崎委員

約1年間で10万円ぐらいしか売上げがないんですよ、これを見ると。観光商品代が8,000円、伊藤公資料館商品販売収入9万2,000円、トータル10万円しかないんですよ。それで、今、あなたがおっしゃったようなグッズ、これはどこにどういうふうにして展示してありますでしょうか。

○国広文化・社会教育課長

伊藤公資料館内の入館料をお支払いしていただくところのすぐ目の中に入るところにグッズコーナーを設けまして、そこに展示というか販売のほうをしているというところでございます。

以上です。

○西崎委員

私が、たしか2年半か3年前に行ったときは、入館チケットの販売をする辺りには見えませんでした、一切。

それで、玄関入ったら足元に、ショーケースの中に何種類か入ってました。全然見えません。高さは僅か1センチぐらいのところに置いてあったんです、下の。

それで、テレビでは、イチョウの葉が落ちたときには集めて、かなり人気商品だと。それで、観光客も東京やら北海道から来て、せっかく伊藤公の生まれた所に来たんじゃから何か土産を買って帰ろうちゅう気にならんと思うんですよ、この10万円ぐらいの売上げでは。

これは、中本委員がさっきおっしゃったように売上額が少ない。

それで、記念館の向かいに、民間の土産物屋があったような記憶をした、何十年も閉鎖していますよね。土産物、売れないとことはちょっと考えられないんだけど、売上げの増につながるような……。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○西崎委員

グッズの売上収入が10万円というのは少ない気がします。

それで、再度、売上げが3倍にも4倍にもなるように、ぜひ市教委のほうで言ってみてください。買えるような状況になっているかどうか、これをお願いいたします。



○西村委員

すみません。1点、資料を読んでいて分からなかったことがあるので教えていただきたいんですけども、主要施策の成果226ページ、図書館費のところなんですけれども、冒頭の図書館費の下の説明のところに、今、電子書籍使用料900万円を支出し、新たに2,357点の電子書籍資料を購入しましたというふうにあるんですけども。

その後の232ページの電子図書館の資料点数、これ多分、電子図書の点数だと思うんですけども、これの令和3年度から4年度に対しての増加の件数を見ていると、数字が合わないというか、差があるというふうに思うんですけども、この数字の差がある原因、これをお伺いいたします。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○眞嶋図書館長

ただいまの御質問についてお答えします。

電子図書の契約形態というのがありまして、一番最短で1年契約、2年契約、3年契約とあり、3年がマックスぐらいですね。あと、使用制限というのがありまして、何回か貸出しをおこなったら契約が切れてしまうというのがあります。この誤差というのが、1年契約のものが確実に消えているというのと、あとは、使用制限がかかっているものもあるかもしれません。

すみません。使用制限で消えているのはまだありませんので、1年契約のものが消えているということになります。

以上であります。

○西村委員

だから、2,357点の電子図書は間違いなく購入をしたけれどもと、だから、それ以上に契約の都合でライセンス、1年で切れているものの件数が相当数あると、その差引きで、結果、令和4年度末で5,160点、こういう認識で大丈夫ですか。

○眞嶋図書館長

それでよろしいです。

○西村委員

分かりました。

今のお話の中で、使用制限のお話があったと思うんですが、これは、例えば、もちろんこれも契約によって、本によって違うんだらうというふうに思うんですけども、例えば、さすがに1回借りたら、それが消えてしまうというようなもの、こんなのもあったりするんですか。

○眞嶋図書館長

1回で消えるようなものではありません。回数は少なくともおおむね百回以上です。以上です。

○西村委員

数百回、相当数の使用制限を超えるか、あるいは年数で契約が切れるかということで、電子図書の件数が増減するという事だ。

ということは、ちょっと関連するんでそのままお伺いするんですけども、例えば使用年数が切れるものがある、その使用年数が切れたもの、あるいは使用の期間で切れる、あるいは使用の回数で切れたもの、これをまた再度契約し直して買う、購入するみたいなことも、今はまだ期間がそんなにたっていないのでないかもしれませんが、これは発生する可能性があるということで認識しておいて大丈夫ですか。

○眞嶋図書館長

再契約については、コンスタントに人気があって借りられるようなものは再契約を検討します。

以上でございます。

○西村委員

分かりました。ありがとうございます。大丈夫です。

以上です。

説 明：三好スポーツ推進課長、高橋学校給食センター所長 ～別紙

質 疑

○西崎委員

決算書209ページ、その中段に賄材料費 1億7,808万7,000円という数字が出ておりますが、これは、食材によって仕入れ先は何十もあるんでしょうか。それとも、かなり、二、三に絞られておりますでしょうか。

○高橋学校給食センター所長

これは、食材によって複数の業者がおります。

以上でございます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○西崎委員

光の給食、学校給食の賄い材料の卸すメーカーは数社あるそうでございますが、これは、安定的な供給は来年度以降できるでしょうか。

○高橋学校給食センター所長

現在納入している業者につきましては、実績もございますし、今のところでいえば問題なく納入ができるということでございます。

以上でございます。

○西崎委員

了解しました。

○仲小路委員

それでは、主要施策の成果の241ページですけれども、ここの真ん中の学校給食費公会計化の項目がありますけれども、ここに調定額が1億6,693万2,000円、収納額が1億6,539万円となっております。これは令和4年度から公会計化となり、収納についての多少の懸念もありましたが、この収納率については想定内というふうに考えられていますでしょうか。

○高橋学校給食センター所長

収納率につきましては、あくまで、当然100%を目標として徴収事務、これを進めておりますので、このたびの収納率99.1%が想定内のものであるとは考えておりません。引き続き少しでも目標に近づけることができるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。

それで、実際に差額が154万2,000円ございますけれども、これは今どのような状況でしょうか。

○高橋学校給食センター所長

154万2,000円のうち、現在、郵送や電話での催告を行いまして、9月末までに15万8,170円の納付がございました。引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。ありがとうございます。

○西村委員

それでは、何点かお伺いいたします。

主要施策の成果の236ページです。体育活動推進事業のうち、先ほど説明はあまりなかったかと思いますが、スポーツ推進員の活動、各種イベント等への協力ということで、

H I K A R I リレーマラソンのお話が、その次のページ、238ページのところに記載があると思うんですけども。

今回、このH I K A R I リレーマラソン、初めての試みだったというふうに思いますが、これに参加された方のリアクションというか反響、こういったものが届いていれば、まずお伺いをさせていただきます。

#### ○三好スポーツ推進課長

H I K A R I リレーマラソンの大会の反響ということでございますが、今回201名の方が大会に御参加いただいております。その201名の方を対象にアンケート調査を実施しており、176名の方から御回答を頂き、おおむね大会実施運営について高評価を頂いております。

特に、1周740mであったことが、力の抜きどころもなくぎりぎり頑張れるといった楽しく参加できたとの御感想や、実施時期が春先であったことから走りよい季節だったなどの多様な御意見を頂く中、引き続き実施してほしいとの御回答が多数を占めておりました。これらの様々な御意見を参考に、次年度以降も市内外から多くの御参加をいただくよう魅力ある大会運営に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

#### ○西村委員

おおむね前向きなというか、高評価であったというふうに理解をいたしました。

また、そのアンケートも取られたということなんですけれども、次回の開催に向けての改善点、そのあたりのことについては何かありますでしょうか。お伺いします。

#### ○三好スポーツ推進課長

次回の改善点でございますが、参加要件で、まず、実業団選手と一般選手の走力の違いが大きいということがございまして、実業団選手の参加にあつては、次回はオープン参加として表彰の対象から外して取り扱うということを予定しております。

また、年齢においても走力の差があることから、一般参加のチームと平均年齢が40歳を超えるチームと部門を分けて行う予定でございます。

さらに、参加者の年齢層を広げるため、中学生の参加ができるよう新たな部門を創設し、参加者の拡大を図ることとしております。

以上でございます。

#### ○西村委員

分かりました。

また、当日、私も現場にいたんですが、敷地の中にキッチンカーが1台来ておって、そのキッチンカーがピザか何かをたしか販売していたんだと思うんですけども、すごく長蛇の列ができていたといった状況を記憶しております。

その場にいたものですから、周囲のほうに耳を澄ましてみると、せっかくこれだけ人

が集められるものだから、もう少しいろんな、光市のPRであったりとか、ほかにもキッチンカーの種類とか、そういったものというのがもっとあればいいんじゃないかなどといったような会話を聞いたのを非常に覚えておるんですけども。

今後の、先ほどの改善点の中にも入ってくると思うんですが、その辺りのことについてはどういったお考えがあるかどうか、その辺りをお伺いいたします。

#### ○三好スポーツ推進課長

昨年の大会におきまして、1件のキッチンカーの出店依頼がございまして、大会当日に多くの参加者の御利用をいただいたとお聞きしております。このようなイベントを盛り上げるためにも、キッチンカーなどの出店依頼がありましたら検討してまいりたいと考えておりますが、会場の広さ等の問題もあることから、台数の制限について調査したいというふうに考えております。

また、光市のアピールにつきましては、開催会場は伊藤公の誕生地でもある大和総合運動公園であることから、文化・社会教育課とも連携を図り、PRブースの設置の検討など、光市の魅力発信の提供の場として活用について調整してまいりたいと考えております。

以上でございます。

#### ○西村委員

分かりました。非常に魅力的なイベントだと思いますので、これからも改善を重ねていって、よい事業にしていただければと思います。

それから、主要施策の成果の241ページ、学校給食費の公会計化についてなんですけれども、公会計化をしてから初めての決算ということで、収納率が99.1%であったということは分かったんですけども、その前、私会計であったときの収納率というのがどの程度だったのか、その辺りがまず分かればお伺いいたします。

#### ○高橋学校給食センター所長

前年度、私会計時の収納率でございまして、99.9%ということであり、公会計後は0.8ポイントほど低下をしているという状況でございまして。

以上でございます。

#### ○西村委員

0.8ポイントほど収納率が悪くなったということですが、これの原因についてはどのように分析をされていますでしょうか。

#### ○高橋学校給食センター所長

一つには、今までは各学校で収納していたということもありまして、やはり、先生が主に収納に当たっていたところが学校給食センターでの収納に変わったというあたりも一つの原因としてあるのではないかなどと考えております。

以上でございます。

○西村委員

この学校の給食会計の公会計化というものの一つの意図として、教職員の業務の負担の軽減、主要施策の成果にも書いてありますけれども、これが一つの趣旨として掲げられているという側面があるので、やはり、身近な先生から集金をされるというより、学校給食センター、別のところからということで、その辺りが影響している可能性というのはもちろんあると思います。

ただ、これは今、仕組みとして、前は先生が一人一人集金をしていた。公会計化に当たってシステムか何かを入れて、今、自動で引き落としになっていると認識しているんですけれども、それは間違いないですか。

○高橋学校給食センター所長

これは選択ができて、当然、口座振替というのもできますけれども、納付書での支払いというのも可能でございます。

以上でございます。

○西村委員

失礼しました。選択肢があるということで、その中で、納付書、あるいは引き落としというところで、多少収納率が下がっているということに関しては、引き続き適切に収納していただけるように取り組んでいただければと思います。

今の話で、公会計化をしたことによって、実際、学校現場の負担の軽減、こういったところの効果については把握をされているのかどうか、その辺りをお伺いいたします。

○高橋学校給食センター所長

数字として把握しているものはありませんが、従前の公会計化前につきましては、各学校が一人ひとりの給食費を計算して、なおかつ保護者に請求というようなことをやっております、当然、先ほども申し上げましたとおり、徴収事務についても主に学校で行っていたということもございまして、公会計化後は、それを全て給食センターで行っておりますので、教職員からは負担が軽減されたというような声が上がっております。

以上でございます。

○西村委員

分かりました。教職員、先生方の負担の軽減につながっているということで理解をいたしました。

それで、私会計から公会計化をしたわけなんですけれども、先ほども収納率が、私会計のときは99.9%というところだったと思いますが、それまでの滞納、収入未済額に当たる分は0.1%ほどだと思えるんですけれども、これは公会計化したことでのどのように処理をされているのでしょうか、そのあたりを教えていただければと思います。

○高橋学校給食センター所長

私会計時代の滞納分につきましては、引き続き光市学校給食会で管理をしております。滞納額につきましても学校と連携し、催告書の発送等、収納に努めているところでございます。

以上でございます。

○西村委員

学校給食会で引き続き徴収業務等を進めていくということかと思えます。

ということは、私会計のほう自体は、まだ、収入未済がある限り、この会計業務というか、それは続いていくということではないですか。

○高橋学校給食センター所長

委員仰せのとおりでございます。

○西村委員

これが全部収入未済、あるいは不納欠損ということにいずれはなるのか分からないですけれども、それが全部なくなったときには、この学校給食会というものは、それ自体はどうなるんですか、お伺いします。

○高橋学校給食センター所長

学校給食会につきましては、現在、未納額があるというところもありますので、会計を残しておるんですけれども、これがなくなった後には、これは、今度は学校給食に関する御意見をお伺いする場、こういった形で残していくというところで、一部規約を改正して、現在もそういったものを学校給食会の役割として位置づけているところでございます。

以上でございます。

○西村委員

分かりました。引き続き形としては残っていく、少し形を変えながらということで理解をいたしました。分かりました。

以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

## (2) 報告事項

「令和5年度教育委員会事務事業評価結果」（対象：令和4年度事業分）について

説 明：吉永教育総務課長 ～別紙

質 疑：なし

・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・



## 2 政策企画部関係

### (1) 付託事件審査

#### ①追加認定第5号 令和4年度光市一般会計歳入歳出決算について〔所管分〕

説 明：北川財政課長 ～別紙

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

### 質 疑

#### ○仲小路委員

それでは、主要施策の成果のところの8ページですけれども、市税の徴収対策のところの⑤番なんですけど、滞納整理技術の向上を図るため、山口県職員による併任徴収の積極的な活用というふうにありますけれども、これは具体的にどのような活用をされていますでしょうか。

#### ○守田収納対策課長

おはようございます。お答え申し上げます。

ただいまの御質問、地方団体が財源を確保するため、また税負担の公平性を保つために、納期限を過ぎ督促後も未納の場合は、法律に基づき各種財産調査を行い、差押えや換価などの滞納処分を実施しているところであります。

この一連の手続を円滑に行うため、個人住民税等の徴収事務の促進と、本市の税務職員の滞納整理技術の向上に資することを目的として、県の税務課徴収対策班の職員を派遣職員として光市へ受け入れ、本市の滞納整理事務に従事していただいております。

また、具体的な活用状況でございますが、主として税収確保対策の計画と実施に係る進行管理、あるいは実効性の高い債権管理手法等の提案を頂きながら、個人住民税の大口かつ長期にわたる徴収困難案件の特定や搜索といった、より高度な滞納整理実務のスキルシェアを行いながら、本市の租税収納事務の実践に生かしているところでございます。

以上でございます。

#### ○仲小路委員

はい、分かりました。これにつきまして、県の職員の方の人数とか、こちらに来られる回数とかというのはどのぐらいでしょうか。

#### ○守田収納対策課長

併任徴収の人数でございますけれども、全員で9名を市長から任命していただいております。そのうち、光市をメインに1名ほど担当がついているというような形を取っております。

以上であります。

#### ○仲小路委員

はい、分かりました。ありがとうございます。

それから、すぐその下の6番ですけれども、滞納者の財産調査、また差押えの実施というふうにありますけれども、これにつきまして、具体的に差押えの実施の件数、あるいは対象となった財産、あるいはまたその場合の収納の状況についてお示してください。

#### ○守田収納対策課長

本市におきましては、納期限内に納付がない方に対しましては、督促状、催告書の送付、電話催告などにより自主納付を促しておるところでございますが、それでも納税に誠意の見られない方には、税の公平性を保つため財産調査を行い、差押えを執行しているところでございます。

調査対象は、主に預金、保険及び給与、他市にある不動産登記簿調査、売掛金、賃料などがございますが、本市の令和4年度は2,283件の財産調査を実施いたし、その結果、実際に差押えを執行した実人数は66人です。

内訳といたしましては、預金、生命保険、給与などの債権が56人、賃料が2人、交付要求が8人、この合計458万7,022円を市税に充当したところでございます。

以上であります。

#### ○仲小路委員

はい、分かりました。そういう形でやられていることを理解しました。

それから、同じく主要施策の成果の16ページですけれども、これは公民連携の内容で、冠山総合公園、また総合体育館及び大和総合運動公園を対象にネーミングライツの導入に取り組みましたという内容でありますけれども、これにつきまして、具体的にホームページ等の一般的なお知らせ以外に、企業に対して個別に行ったこと、あるいはその場合の企業の対応など、そういう詳しい状況が分かりましたらお示してください。

#### ○北川財政課長

ネーミングライツの周知に関するお尋ねでございますけれども、役割としては、制度を所管する行政経営室と実際に施設を所管する所管課とがございしますが、まず、ホームページや市広報以外の一般的なお知らせ以外の事業周知といたしまして、行政経営室といたしましては、マクロの視点から周知を行い、施設所管課はミクロな視点からの周知ということで、役割分担を行ったところでございます。

具体的な内容でございますけれども、まず行政経営室におきましては光商工会議所、大和商工会をそれぞれ訪問いたしまして、それぞれ商工会議所等が発行する所報などへの募集記事の掲載、また部会や窓口において市内企業への勧奨や窓口へのチラシ設置の御協力をお願いして、御協力頂いたところでございます。

また、施設所管課につきましては、これは所管から聞いた話でございますけれども、

個別に訪問営業等を実施したと聞いております。

また、その際の反応につきましても、個別の細かいことは各所管課にお聞きいただきたいと思いますが、一応金額面のことについて懸念をされていたということや、長年市民の方に愛されている施設に命名をすることについての、ちょっと市民からの反感がどうかというふうな反応があったと聞いております。

個別具体的な詳細につきましては、施設所管課にお聞きいただければと思います。  
以上でございます。

○仲小路委員

はい、分かりました。具体的な様々な活動をされていたということが分かりました。

それと、決算書ですが、73 ページの1 行目ですが、これは広報管理事業の1 行目のK ビジョン議会中継委託料ですが、これが150 万9,000 円となっておりまして、予算額に對しまして約10 万円の増額となっておりますが、その内容をお示してください。

○佐々木企画調整課長

広報管理事業のK ビジョン議会中継委託料について御質問頂きました。予算の積算におきましては、一般質問が実施される日数を年度中に13 日と見込んでおりましたが、実際には14 日間行われましたので、予算を流用して対応したものでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

はい、分かりました。ということは、この日数によって年額の決算額が変わるというふうに理解してよろしいでしょうか。

○佐々木企画調整課長

はい、契約のほうを1 日当たりの単価、10 万7,800 円ということにしておりますので、日数によって変わってくるということになります。

以上でございます。

○仲小路委員

はい、分かりました。以上です。ありがとうございました。

○西村委員

それでは、何点か確認を含めて質問させていただきます。

まず、決算書の65 ページ、秘書業務費のところなんですけれども、ちょっと細かい数字にはなるんですけれども、当初予算と見比べていて、施設入場料3,600 円なんですけれども、これが一体何なのか、これをまず教えていただければと思います。

○佐々木企画調整課長

秘書業務費の施設入場料について御質問でございます。施設入場料は、このたび光高校の春の選抜高校野球大会出場に伴いまして、市長及び随員職員の甲子園への入場チケット代金でございます。予算上に支出科目はございませんでしたが、同じ使用料の予算の範囲内で科目新設を行って支出したものでございます。

以上でございます。

#### ○西村委員

はい、分かりました。甲子園の関係ということで理解をいたしました。

それから、決算書の71ページですね。広報管理事業のところなんですけれども、これの普通旅費、これが当初予算3万6,000円だったと思うんですけれども、これが24万2,830円に増額をされている、この理由についても伺いたします。

#### ○佐々木企画調整課長

広報管理費の普通旅費についての御質問でございます。

広報管理事業の普通旅費は、当初、広報担当職員の研修に参加するための旅費や、牛島への渡航に伴う費用といたしまして3万6,000円を予算としておったところでございます。

これにつきましても、先ほど申し上げましたが、1月に光高校の選抜高校野球大会への出場が決まりましたので、3月の補正予算におきまして、1試合目の取材の出張費用として9万7,000円を補正したところでございます。

その後、1試合目を勝利いたしましたので、2試合目の費用を要することになりましたが、雨天により2回にわたって延期され、宿泊のキャンセル料や延泊する費用として、さらに16万円を予算の流用で対応したところでございます。

以上でございます。

#### ○西村委員

はい、分かりました。同じく甲子園の関係で、日程というか、天候の都合もあって不測の、補正した以上の金額が最終的に必要になったというところで理解をいたしました。

それから、主要施策の成果の39ページなんですけれども、これが、あと決算参考資料の6ページの不用額のところと合わせてなんですけれども、ここの電算システム管理事業の中の調達評価支援コンサルティング業務委託料、これが、当初予算22万円、決算額が44万円と倍になっているというところで、決算参考資料の不用額のところを見ても、22万円不足ということで表示があると思うんですけれども、この理由をまず伺いたします。

#### ○藤井情報・DX推進課長

こんにちは。調達評価支援コンサルティング業務は、情報システム改修や導入・更新において、業者から提示される設計書、仕様書、見積書などを精査するには、より専門的な知識や価格相場などの情報が必要であることから、これらを補うため幅広い専門的

知識を有するコンサルティング業者に委託し、電算経費の削減及び電算システムの全体の最適化を図ろうとするものでございます。

本業務は、見積金額の大小に関わらず、見積1件に対し税込み22万円の単価契約をしております。令和4年度は見積件数を1件として当初予算化しておりましたが、追加が1件発生し、結果2件の見積精査を行ったため、当初予算の倍の44万円となっております。

以上でございます。

#### ○西村委員

はい、分かりました。1件につき22万円、1件増えたということで理解をいたしました。

また、これ主要施策の成果を見ていると、令和4年度の実績2件今御説明がありましたけれども、この内容、具体的にどんなものを第三者に専門的に見てもらったのか、そのあたりをもう少し教えていただければと思います。

#### ○藤井情報・DX推進課長

具体的な対象業務についてでございますが、1件目はインターネット接続系仮想基盤機器リース業務で、これは4年度に更新いたしましたインターネットに接続するための仮想環境を構成する機器のうち、基盤に関するシステムでございます。

2件目は、戸籍システムクラウドサービス利用料で、戸籍総合システムについて、国から求められているマイナンバー対応に沿ってシステム改修を行うにあたり、現行のシステムのバージョンアップでは対応できないことから、マイナンバーへ対応したシステムへ更新するとともに、クラウドシステムへ移行するものでございます。

以上でございます。

#### ○西村委員

はい、分かりました。あともう一つ、削減率のところを見ていると、令和4年度が0.99%で、前年度が21.01%ということで、年によって大幅なばらつきがあるように感じるんですけれども、その理由というか、そのあたりをもう少し教えていただければと思います。

#### ○藤井情報・DX推進課長

削減率のばらつきについて御質問頂きました。コンサルからの指摘を受けて、実際に事業者と交渉するのは職員でございます。その具体的な価格交渉の中身を申しますと、1件目のインターネット接続系仮想基盤機器リース業務では、予算要求時から職員が事業者と価格について協議を実施しており、コンサル依頼前にハードウェアやソフトウェアについて4,000万円以上の減額を提示されておりました。そのため、ハードウェアやソフトウェアについてはコンサルからは指摘はございませんでしたが、SE費についてはリソースに余裕のある設計となっている旨の指摘があり、事業者との打合せをリモー

トとすることや、納品物を電子データとすることなどで工数を減らし、56万4,840円の減額となっております。

2件目の戸籍システムクラウドサービス利用料では、コンサルからはハードウェアやパッケージ費、データセンター利用料などは事業者独自の価格設定で、コンサルにおいて精査や他市との比較が困難であることから、SE費に絞って指摘を頂きました。

その結果、サーバー構築費やクライアント構築作業、作業研修で工数を減らし、37万2,000円の減額となったところです。

このように、システムごとにその内容や性質、または構成の見直しの可否といった様々な要素が異なるため、その費用削減に対応できる範囲も異なってくるものと考えております。

以上でございます。

#### ○西村委員

そもそもの案件自体の大小であったり、先ほどの作業工数であったり、具体的な、より専門的な知見を頂いて削減に取り組まれているということで、非常に有効ですばらしい取組だなというふうに感じました。引き続き、いろんな案件にまた取り組んでいただければと思います。ありがとうございます。

続いて、同じく主要施策の成果39ページで、あと対応するところは、令和4年度ゆたかな社会に向けたまちづくりレポート、これの62ページになるんですけども、情報受発信ツールの使用料、あと導入をしてからの反響というか、ここにもあるように、登録件数が2,580件ということなんですけれども、これは所管課としては想定どおりのものなのか、そのあたりを教えていただければと思います。

#### ○藤井情報・DX推進課長

情報受発信ツールは、光市ではこれまでインターネットを利用した情報発信には、メール配信サービスを利用しておりましたが、市民が普段から利用する連絡手段が電子メールからLINEアプリに切り替わっている状況を受け、令和4年度に効果的かつ容易に情報の受発信を行うため、光市公式LINEアカウントを開設し運用を行っているものでございます。

委員からは、反響についての御質問を頂きました。なかなか直接反響を感じることはございませんが、行政改革市民会議において、自治体DXの取組について報告した際に、委員から「市からお知らせが来ると、とても光市を身近に感じることができうれしいです」とか、「ごみのお知らせがうれしい」「道路の不具合状況をオンラインでできることが助かる」等、前向きな意見を頂いております。

次に、登録件数についてのお尋ねでございますが、令和4年度末での登録件数は2,580件で、同時期のメール配信サービスの登録件数3,870件と比較すると66.7%でございます。

また、第三次総合計画の成果指標では、情報発信サービスの登録件数として、策定時のメール配信サービスの登録件数である3,645件を超える5,000件を目標値と設定して

おります。

いつごろ何件といった具体的な想定はしておりませんが、サービス開始から約半年で目標値の半分に到達したことは、おおむね順調な滑り出しではないかと感じております。

今後も様々な機会を通じ、情報受発信ツールの周知を継続し、登録者の増加に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

#### ○西村委員

はい、分かりました。ありがとうございます。様々な導入に対する声、そういったものもあるということで安心をいたしました。

また、導入してこの半年で2,500件、今ももっと登録者数も増えているというふうに認識をしておるんですけども、引き続き今もありましたように、周知に努めていただいて、一人でも多くの市民の方に便利さであったり、情報が行き届くように引き続きの取組をお願いいたします。

それから、同じく主要施策の成果39ページになるんですけども、オのデジタル化推進支援について、ここにデジタル化推進アドバイザーの記載があると思うんですけども、具体的にどういった業務に取り組んでいったのか、そしてその成果がどうだったのかというところが見えないので、もう少し内容を教えていただければと思います。

#### ○藤井情報・DX推進課長

デジタル化推進アドバイザーは、行財政構造改革推進プランに示しておりますデジタル改革に関する取組事項を推進するにあたり、デジタル技術にたけた民間の外部人材を活用し、助言や支援、提言を得て取組を着実に進めていくために任用しているもので、令和4年度は主なものとしては、行政手続オンライン化への助言、窓口における手数料等を対象としたキャッシュレス決済に向けての勉強会等を実施頂きました。

行政手続オンライン化への助言では、9手続について、電子申請システムへの構築時からオンライン化した場合の業務フローを想定し、課題を提出するとともに、課題の解決に向けて職員とともに取り組んでいただきました。

また、システム構築後の実運用後についても、こまめにフォローをしていただき、職員とともに細かい改善を積み重ねながらオンライン化に伴う業務の効率化に貢献していただきました。

また、窓口における手数料等を対象としたキャッシュレス決済に向けての勉強会では、キャッシュレス決済端末事業者やセルフレジ事業者との勉強会を実施するとともに、県内先行自治体への視察へ同行いただき、本市における導入に向けての参考となる意見を頂きました。

その成果は、5年度当初予算へ反映し、今年度窓口における手数料等を対象としたキャッシュレス決済の導入を進めているところでございます。

そのほか、起案などを行う文書管理システム、支出関連の事務を行う財務会計システムなど、内部事務システムの電子決済、ペーパーレス化に向けた文書量調査を実施いた

しました。

調査では、執務室や書庫での文書の保管状態などについて問題点を指摘いただくとともに、その解決に向けた提案を受けました。その成果は、5年度から実施いたします内部事務システムの更新業務の中で生かしていきたいと考えております。

以上でございます。

#### ○西村委員

はい、分かりました。やはり専門的にいろいろなアドバイスを頂いているというところで、非常に今の答弁からも有意義な関係性で、事業に取り組んでおられるということがよく理解できました。ありがとうございます。

それから、主要施策の成果戻っていただいて、15 ページ、16 ページ、行革事務費の中のお、指定管理者制度のところなんですけれども、これの説明の中に、「指定管理者の管理運営に対するモニタリングを実施し」というふうにあるんですけれども、このモニタリングというのが具体的にどういうものなのか、もう少し教えていただければと思います。

#### ○北川財政課長

指定管理者制度におけるモニタリングでございますが、公の施設の管理におけるモニタリングというものにつきましては、公共サービスの履行に関しまして、条例や規則、あるいは協定等に従って、適切かつ確実なサービスの提供が確保されているかということを確認する手段でありまして、定期または随時に安定的継続的なサービス提供が可能であるかということウォッチングというか、観察いたしまして、必要に応じて改善に向けた指示等を行う一連の仕組みのことでございます。

具体的な内容でございますけれども、毎月終了後、指定管理者から提出される月例報告書について内容の確認を行いまして、必要に応じ聞き取りや施設への立入り等により状況を確認しております。

以上でございます。

#### ○西村委員

はい、分かりました。毎月、業者のほうから提出されてくるレポートのようなもの、これを確認して、必要に応じて対応しているというところで理解をいたしました。

それから、最後にもう一つ、主要施策の成果 29 ページのプロジェクト型課題解決学習 PBL による官学連携事業についてなんですけれども、ここに説明があるように、がん検診を受診してもらうためのアプローチの方法について、周南公立大学さんと連携をしてということで書かれておるんですけれども、これの研究の具体的な成果というのはどうなんでしょうか。そのあたりを教えていただければと思います。

#### ○佐々木企画調整課長

プロジェクト型課題解決学習 PBL は、教育機関と企業や行政が連携して、学生が主



体的に学びながら地域の課題解決に向けたプロジェクトを企画、実践する教育プログラムでございますが、本市では令和4年度から周南公立大学との連携により、初めて実施したものでございます。

内容は、がん検診を受診してもらうためのアプローチ方法についてをテーマに、13人の専門ゼミで、全30回のカリキュラムの中で、他自治体事例の調査、それからナッジ理論の調査に関するポスター発表、レポート課題などを通して取りまとめられ、令和5年3月30日に、学生2名と担当の准教授が市長を表敬訪問し、成果報告をされております。

成果につきましては、ナッジ理論の研究によるコストを抑えた受診の働きかけを検討した結果、子供を通してがん検診の大切さを伝えるといった学生が考えたプログラムが提案をされたところでございます。

対象者へのアプローチ方法を学生独自の視点で提案してくれたと考えており、市の子育て世帯向けの行事などの機会を捉えて提案の実現ができないか、所管でも検討してみたいということでございました。

以上でございます。

#### ○西村委員

はい、分かりました。アプローチの方法、学生ならではの視点で御意見というか、提言を頂いたというところで、今後の具体的な動きを今検討しているというところかと思えます。

ちなみに、このPBLというのは、毎年テーマは変えていくというような感じなんですか、そのあたりも少し教えてもらってもいいですか。

#### ○佐々木企画調整課長

テーマにつきましては、必ずしも毎年同じというわけではなく、必要があれば継続してやるということも考えられますけど、このたびは令和4年度の研究テーマについては、令和4年度で一旦は区切りをつけるということで考えております。

以上でございます。

#### ○西村委員

はい、分かりました。必要に応じてということかと。そのときに必要なテーマを検討していくということで理解をいたしました。ありがとうございました。

以上です。

#### ○西崎委員

令和4年度決算審査参考資料46ページを開いてください。そこに事務事業評価結果というのがあるんです。令和4年度のところを見ますと、一番深刻なCはゼロ件になっておりますけど、D判定が1つあるんですよ。このD判定に至った事業とその理由というか、これをひとつ説明してもらいたいと思います。

○北川財政課長

事務事業評価結果で、D判定と評価されたものというお尋ねでございますけれども、まずこちらのD判定でございますが、直ちに廃止は困難であるが、今後業務廃止を検討しているものというものであって、例えば業務の見直しによる廃止の意向があったり、業務完了の意向があったり、意図を持って休止した業務などが該当するものでございます。

令和4年度につきましては、表にありますとおり5件ありますが、中身といたしましては、保育特別支援業務のうち、保育所等新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金支払業務などがありますが、主には制度改正により今後廃止が見込まれるものというのがD判定とされたところでございます。

以上でございます。

○西崎委員

個別的には、令和4年度ゆたかな社会に向けたまちづくりレポート、これに載っているのが事業名、それから施策の方針とか展開、進捗状況、これに詳しく書いてあると思うんですが、その中で34ページについて質問しますと、成果指標の進捗状況で③、市立病院全病床利用率、これは目標値が89.1%に対して、79.6%だったから、進捗率がマイナス12.6でDという判定になっちゃうんですよ。これなんか私は、目標値に対して何%下回ってから、あるいは上回ってから判定をAにするかDにするかというのは、ちょっとおかしいと思うんですよ。これはいかがですか、こういう判定にするというのは。

○佐々木企画調整課長

まちづくりレポートの評価についてでございますが、この評価につきましては、指標の目標値に向かって、達成したか、達成しないかという評価になりますので、この今の項目で言いますと、目標値が89.1%に対して近況値が78.4%。要は、目標値に向けて策定時から見ると後退をしているというような状況でございますので、先ほどもちょっと御説明いたしましたけど、評価の計算に従いまして、これをD判定としたところでございます。

以上でございます。

○西崎委員

これも、そういう数字だけを見て判定したんじゃないかなと思うんですよ、判定。むしろこれは内容を精査すべきなんです。内容はどういうことかということですね、市立病院のベッドを利用しなかった人が少なかったということは、光市の市民が病休しなかったということなんです。入院しなかったということなんです。

それがDやらEになったっておかしいんじゃないかなと思うんです。むしろA判定にならなきゃいけないと思うんですけど、いかがですか。

#### ○岡村政策企画部長

まちづくりレポートの評価の方法ということで、お尋ねを頂いたところでございますけれども、今回これをつくるに当たって、まず評価の仕方というのを、このページで2ページのほうに挙げておりますように、目標に対する進捗率ということで評価を設定させていただいています。

政策の評価というのは、いろんなやり方があって、なかなかこれが正しいというようなことはないというふうに思うわけでございますけれども、そういう中で、総合計画で設定した目標値への到達状況、進捗状況というのを一つベースにして、本市の場合は評価をしていきたいということで、こういうふうな設定をさせていただきました。

これがいわゆる客観的な数値をベースにした評価でございます、それと合わせてやはり担当所管による評価、検証、これが担当者による主観的な評価ということになるわけでございますけれども、このあたりを組み合わせ、最終的にこの地域医療を守る体制の充実ということの政策がどのような進み具合なのか、そのあたりを総合的に勘案して捉えていただければと思っておりますのでございます。

以上でございます。

#### ○西崎委員

このD判定は、評価の考え方のところを見てみますと、直ちに廃止は困難だが、今後業務廃止を検討しているものと書いてあるんで、そういった見地からひとつ将来的には、これは見直していただきたいと思えますね、基本目標。

それは同じようなことが40ページの地球温暖化対策の推進、これもD判定になっているんですけど、これにも言えることなんです。削減率が目標を下回ったからDになっちゃうんですけど、これは誰がどういうふうにして測定したのかというのは、ちょっと私よく分からないんですけども、そういったことでこの評価の仕方、項目、これひとつ問題があると思うんで、ぜひ次の年から見直していただきたいと思えますが、いかが、できますか。

#### ○佐々木企画調整課長

今委員のおっしゃられる事務事業評価の評価と、このまちづくりレポートの評価というのは、これは全く違うものでございますので、評価の仕方も全く違うものでございます。

それと、今まちづくりレポートの中で、評価の在り方ということで御指摘を頂きましたけれど、あくまでこれは目標に向かって進捗をしているかを見るための指標の一つでありますので、先ほど部長も申し上げたとおり、これをもってちゃんと進んでいるのかというところが全て決められるものではなく、見方の一つであると思えます。

プラスに働いている要因もあれば、マイナスに働いている要因もありますので、それは、指標を見る見方によってまた捉え方も違ってくると思えますので、そのあたりはなかなかちょっと説明もしにくい部分がありますが、あくまでその判断の一つとして考えていただきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○西崎委員

そういった私の考えというか、問題があるということを踏まえて、ひとつ次年度から改善できるものは改善していただきたい。ベッドの使用率がそこに下がったっちゃうことは、私は市民が病気をしなかった、あるいは重病にならなかつたっちゃう点でプラスじゃないかと思っておるんですけど、まあ終わります。

○中本委員

それでは、数点の質問をさせていただきます。

先ほどの決算のいろいろな説明の中で、一定の理解はしたつもりでありますので、しかし決算でありますので、重複する部分がありますが、質問をしていきたいと思えます。

主要施策の 23 ページは後ほどになりますが、決算の歳入の中で公有財産の有効活用、当初予算が約 2,000 万円であった、補正が 1 億 7,779 万円という補正を途中かけております。決算では遊休財産の処分が 1 億 7,300 万円。したがって、大幅な修正をした予算ということは、あまりあり得ないような気もいたしますけれども、そのあたりと決算の 1 億 7,300 万円の収入について、再度ちょっとお聞きしたいと思えます。

○委員長

すみません、中本委員、決算書の何ページになりますでしょうか。

○中本委員

決算書ですと、歳入の 49 ページ。

○北川財政課長

財産売払い収入の当初予算との乖離というお尋ねを頂いたところでございますけれども、当初予算の土地売払い収入 2,000 万円につきましては、総合計画等で掲げております 5 年間での 1 億円、これをならした 2,000 万円ということで、当初予算に計上をしておりますが、令和 4 年度決算におきましては、説明の際もお示しをさせていただきましたが、つるみ幼稚園跡地、こちらの入札をしたということが一番大きいところがございます。

その他、土地売払い件数といたしまして、昨年度は全体で 16 件あったということもございます。こういったことから、当初予算額を大きく超過したところでございます。以上でございます。

○中本委員

それでは、先に主要政策の 23 ページにいきましょうか。先ほどの遊休財産の処分ということは、16 件も売れたということで、非常に効果が出たというふうに思っております。

主要政策の23ページにいきます。財産管理事業、公有財産の状況であります。土地については2,100m<sup>2</sup>、233m<sup>2</sup>増加したということですが、説明の中でよく理解はしておりますが、もう一度その理由についてお聞きをいたします。

○北川財政課長

公有財産、土地が増加した理由というお尋ねでございますが、主要施策の成果の24ページ、ちょっと上のほうに説明でも申し上げましたが、旧土地開発基金保有地というものはずらっと並んでおろうかと思えます。令和4年度末に基金、こちらに属しておりました土地を一般会計で購入して現金化したということがございまして、基金に属していた土地が一般会計に来たというのが増加の主な要因でございます。

以上でございます。

○中本委員

土地開発基金が、土地が一般会計に来たということであります。

ここでちょっと初歩的な質問であります。行政財産から普通財産で所管替えされた理由ということは、ちょっとお聞きをしておきたいと思えます。

○北川財政課長

普通財産に分類替えした理由ということでございますが、基本的に行政財産というのは、何かしらの行政目的を持って保有するものでございます。これを売払いをしようとした場合については、そのままでは売却ができません。

そのため、一旦普通財産へ分類替えを行いまして、売却ということでございますことから、主要施策の成果の24ページの所管替えのうちの一部につきましては、25ページに処分と書いてあるところと、リンクするような形でなっております。基本的には、売却等を前提にした分類替えということでございます。

以上でございます。

○中本委員

全くそうだというふうに理解をしております。普通財産へ所管替えをしたということでもありますので、この膨大な土地を今からどうしていくんだという大きな課題があります。

実は、あるいは3m<sup>2</sup>、あるいは50m<sup>2</sup>、3m<sup>2</sup>、5m<sup>2</sup>、35m<sup>2</sup>といった細かな土地を今後どうしていくのか、そのままずっと永久的に財産として持っていくのか、あるいはどっかの時点で処理する時期が来るんじゃないかというふうに思っております。

普通財産に所管替えをしたということは、最終的には売払いを前提にやっていくということでもあります。いろいろ塩漬け土地、要は売るに売れない土地は、どんな土地だって価格を下げれば売却できるかも分かりませんが、この売却でき得ない状況の中で、どうして売却したらいいのか、民間業者と協力するか、あるいは用途不明な土地があるかも分かりませんが、これがやっぱり喫緊の課題だろうというふうに思っております。

どのような手法によって改善が可能であるか、判断しなければなりません。4年度の決算課題を踏まえて、次年度に前向きに検討していただくよう、よろしく願いをいたします。

それでは、市税の収入率が多く、結局向上しております。努力の成果が伺えるというふうに思っております。

主要政策の8ページをお開きください。まず、夜間収納窓口、休日納付相談窓口の開設によって徴収効果はどれぐらいあったのでしょうか。

もう一つは、滞納整理システムとはどのようなシステムでしょうか。

もう一点は、令和4年度のコンビニ収納、スマホ決済の実績について説明をお願いいたします。

#### ○守田収納対策課長

3点の御質問を頂戴いたしたところでございます。

まず1点目、夜間収納窓口、休日収納相談窓口につきましては、いずれも日中仕事などの事情により、金融機関等の窓口で市税の納付が困難な方の御利用、あるいは、事情により納期限までに納税が難しい場合の御相談をお受けするために、開設を御案内させていただいているところであります。

徴収効果でございますが、夜間収納窓口におきまして、令和4年度は263件、合計573万7,800円の徴収を頂いたところであります。

また、休日収納相談窓口では、令和4年度52件で329万5,010円の納付を頂いたところでございます。

それから、2点目、滞納整理システムについてであります。このシステムは、公平・公正な債権の徴収業務の実現並びに確実な徴収による収納率の向上のため、システムによる債権の一元管理や進行管理機能を駆使したデータ管理を実行することにより、業務の効率化及び業務の適正な執行管理を目的として導入いたしたところであります。

滞納されている方の情報をはじめ、滞納状況、未納明細、経過交渉記録を遺漏なく管理することにより、業務を計画的・効率的に進めることを可能とした滞納整理業務に特化したシステムとなっております。

そして、3点目、コンビニ収納でございます。コンビニ収納の実績でございますが、令和4年度は2万8,073件の御利用を頂いております。合計で4億8,717万2,969円の納付を頂いたところであります。

一方、スマホ決済の利用件数でございますが、こちらは3,739件でございますが、合計7,377万7,256円徴収をいたしたところでございます。

以上であります。

#### ○中本委員

3点について質問をさせていただきました。夜間収納窓口はやっぱり市税を収納するのに非常に困難だったという人たちの救済措置、それから、システムについてはやっぱり業務の適正化、あるいはこういった管理が十分できているというようなシステムであ

ろうというふうに思います。

一番いい成果が出たのは、コンビニの収納が2万8,073件で4億8,000万円近く、スマホが3,739件の7,300万円ぐらいですか、そういう収納効率ができたということは、非常にいいシステムを含めて成果が上がったんじゃないかというふうに思っております。

歳出はありませんが、前年度より0.1ポイント増の99.6%、この0.1ポイントの収納率を上げるために、どれだけ職員の労力が要るか、すごい私は職員の労力を評価したいというふうに思っております。

前年度分の聴取強化とか、あるいは口座振替、滞納処分の取り組み、還付環境の整備、これがコンビニ・スマホ決済だというふうに思います。

市税徴収率向上特別本部の取組で、収納向上に向けた取組の方針をしっかりと決めて、そして効果が出た、あるいは職員の対応力の研修、職員の収納技術、知識やモチベーションの向上が収納率の向上につながったというふうに評価いたします。

しかしながら、この決算を踏まえて、引き続き次年度に向けて収納率向上に努めていただきたいと思います。大変な努力であったと思います。本当に御苦労さんでございました。

それでは、次に会計事務調査、決算書の73ページであります。

決算の説明の中で理解はしておったつもりであります。このデータ伝送サービス導入委託料5万5,000円と、データ伝送サービス使用料25万277円について、これはインターネットを利用して金融機関にデータを通信するためのシステムの導入したものと理解はしております。従来と比べて何がどのように変わったのか、説明を頂きたいと思っております。

#### ○高木会計課長

こんにちは。従前との変更点ですが、従前は指定金融機関に対し口座振込の依頼を行う場合、フロッピーディスクや紙を利用していましたが、今回、L G W A N回線を利用し、振込依頼が行えるアンサーデータポートというデータ伝送サービスを導入いたしました。

このサービスは、行政のみ利用可能な閉域ネットワークでのデータの受け渡しにより、ウイルスやサイバー攻撃に対するセキュリティ対策がなされ、他の方式に比べ高いレベルでの通信の安定性が確保されており、より安全なデータ伝送が可能となりました。

また、従前のフロッピーによる依頼では、当初の依頼内容から依頼日や振込回数の変更が困難でしたが、今回導入したデータ伝送方式では、こうした制限がなくなったことで利便性の向上が図れたものでございます。

以上でございます。

#### ○中本委員

分かりました。以前はフロッピーディスクということで、あるいは紙面を使っただけのデータを使ってやっていたということでもあります。今回のデータ伝送サービスについて、非常に効果が出たんじゃないかと。

複数のデータ通信作業を一括でできるということと、それから、先ほども説明がありました問題はセキュリティーの問題でありますけれども、機密性の高い文書を送るわけでもありますので、セキュリティーも十分考えて、いろんな暗号化しているので、相手に努力まではデータを盗むというようなことはできないというふうに思っております。よく理解をいたしました。

それではもう一つ、この導入による効果に職員負担度も含めて説明をお願いします。

○高木会計課長

お尋ねの導入による効果ですが、従前の紙による依頼の場合、毎日数十枚程度の紙を目視確認により処理していた職員負担がなくなり、人為的ミスの軽減につながるとともに、従前のフロッピーディスクによる依頼の場合、指定金融機関への持込みの手間や、運搬中のデータ破損や紛失のリスクがなくなったことが挙げられます。

以上でございます。

○中本委員

以前のフロッピーディスクを使っただけの伝送ということもありましたが、非常に市町でもこういうことが原因で事件が起きたということもあります。今回のこのデータ送信サービスをすることによって、今までのフロッピーでありましたら、ペーパーの目視の確認とか、そしてフロッピーが、だんだんそういうものがなくなってしまったので、このデータ伝送サービスの効果が出たんじゃないかというふうに思います。

作業的には、そのデータを打ち込む前のいろんな手順ではありますが、しっかりとその間違いがないように目視で確認をしながら、データ伝送サービスを利用しながら、さらに効率を上げていただきたいというふうに思っております。

以上で終わります。ありがとうございました。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・



### 3 環境市民部関係分

#### (1) 付託事件審査

##### ①追加認定第5号 令和4年度光市一般会計歳入歳出決算について〔所管分〕

説 明：周田環境政策課長 ～別紙

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

#### ○仲小路委員

それでは、主要施策の成果のところにありますけれども、32 ページ。これの32 ページのコミュニティプランについての記載がありますが、第2次三島コミュニティプランが令和4年3月に策定されましたが、令和4年度において実行できた内容がありましたら、お示してください。

#### ○讚井地域づくり推進課長

それでは、第2次三島コミュニティプランについてお答え申し上げます。

三島コミュニティ協議会では、平成29年3月に計画期間5年間の第1次三島コミュニティプランを策定し、令和4年3月に終期を迎えたことから、計画期間5年間の第2次プランを策定いたしました。第1期プランでは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため行事の中止が余儀なくされ、プランの実行が困難であったことから、第2次プランにおいても、1次のプランのテーマ、「優しさと楽しさあふれるふれあいのまち三島」を継承し、「優しさ」「楽しさ」「ふれあい」の分野ごとに3つの項目に取り組んでおります。

計画初年度の令和4年度においては、「優しさ」分野では、上島田小学校で防災クイズを実施するなど防災意識の向上を図るとともに、登下校など「三島ふれあいネットワーク」による挨拶運動の推進や、「三島おたすけネット」を立ち上げ、毎週土曜日に買物の移動手段としての送迎支援に取り組んでおります。

また、「楽しさ」分野では、コロナ禍で行事やイベントが開催できない状況が続く中、三島上島田地区の歴史に関わる問題を回答することで、改めて三島地域のよさを知る機会を創出しようと考案された「クイズ！三島ふしぎ発見！」をコミュニティ三島に併せて発行するとともに、「ふれあい」分野では、島田川の左岸の河川公園を中心とした草刈りや、中島自治会による右岸の草刈り、島田駅周辺の環境整備として、上島田寿クラブの皆様により、ケイトウの植栽が行われております。

以上でございます。

#### ○仲小路委員

分かりました。3項目にわたって様々な工夫がされていることがよく分かりました。これを一つのモデルとして、また各地域でも行われることを期待しております。

それから、同じく主要施策の成果の33 ページになりますけれども、これは環境美化

ボランティアサポート事業について記載されておりますけれども、これが22団体とありますけれども、実績な活動の状況を確認するのはなかなか困難だと思いますが、令和4年度の活動報告が停止された団体数など傾向をお示しくください。

○讚井地域づくり推進課長

環境美化ボランティアサポート事業ですが、市民に身近な道路、公園、海岸などの環境美化活動について、市民団体等がボランティアで取り組んでいただき、市はその活動に必要なガンゼキなどの清掃道具やゴミ袋等を支給するなどの活動をサポートし、その活動をPRしている事業です。本事業は平成19年から始まり、令和4年度末で22団体、616名の方に今、登録をいただいております。

御質問の参加団体につきましては、活動終了後実績報告を提出してもらおうこととなっておりますが、令和4年度は登録されている22団体のうち10団体から報告書を提出いただいております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。10団体の報告で、残りについては、活動については若干把握できないこともあると思いますが、また皆さんが活動できるようになればと思います。

それから34ページですけれども、ここは、光市連合自治会に対して、コミュニティ助成事業の補助金の250万円を交付して、草刈りや発電機等、また各コミュニティ活動に必要な備品を整理しておりますけれども、この具体的な整備した備品、あるいはその地域などについて状況をお示しくください。

○讚井地域づくり推進課長

コミュニティ助成事業についてのお尋ねです。一般社団法人自治総合センターが行う宝くじの社会貢献広報事業として行っておりますが、光市連合自治会におきましては、本補助金を受けて各地域のニーズを踏まえた上で、必要な備品を購入しております。

お尋ねの令和4年度に整備した備品及び地域は、まず室積地区は草刈り機、島田地区はテレビ、浅井地区は折りたたみ椅子、中島田地区では発電機、三島地区ではエアースバルーン投光器・発電機セット、周防地区では自走式草刈り機、大和地区では展示用パネル用ポール、東荷地区ではフラットライト及び調光器などとなっております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。各地域で必要なものが徐々にそろえていかれていると思います。分かりました。

それから同じく主要施策の成果の40ページですけれども、ここは安全対策費として上げられておりますけれども、ここで公共環境の整備の区間線の記載がございまして、これが6.84kmとなっておりますけれども、整備の状況について詳しくお示しくください。

○山根生活安全課長

市道に係る舗装のし直しなど、道路改良等を伴わない区画線の引き直しにつきましては、生活安全課のほうで担当しておりますが、令和4年度の整備状況につきましては、浅江3丁目の市道立野浅江線、光井8丁目の中央町線、千坊台の室積19号線及び千坊台1号線、和田町の和田駒ヶ原線、光井1丁目の戸仲中央幹線、三輪の三輪ふるさと農道、岩田の周南広域農道、虹ヶ丘1丁目の虹ヶ丘花園線におきまして、それぞれで整備内容は異なりますが、中央線や外側線、ゼブラ線などの区画線引き直しを実施しております。

なお、国道・県道に係るものであればそれぞれの道路管理者に、横断歩道や黄色の区画線などの交通規制や指示に関わるものであれば、光警察署交通課を通じて、県公安委員会のほうにお願いをさせていただいております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。これはその場、その状況に応じて対策をされていると思いますので、また市民からの様々な、ありましたらよろしくお願ひします。

それから同じく42ページですけれども、空き家等対策事業について記載がされておりました、令和4年度に解決となったものについて7件というふうに記載がされておりますけれども、この7件の解決の状況をお示してください。

○山根生活安全課長

解決状況ということですが、近隣住民からの情報提供などにより職員が現地調査し、適切に管理されていないと判断された案件となりますので、個々具体的な場所や状況等のお答えは差し控えさせていただければと思いますが、解決件数7件の内訳としましては、家屋の解体が4件、家屋の補強・補修が3件という状況でございました。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。解体4件から補強・補修が3件ということで、また今後の解決をよろしくお願ひします。

それから同じく施策の121ページなんですけど、121ページには水域の実態調査結果が述べられております。これについては、先ほど説明がありましたとおり、河川等市内の19地点についての結果がこの一覧に載っておりますけれども、これの中の大腸菌群数という調査があります。大腸菌数ですね。3年度までは大腸菌群数だったんですが、4年度から大腸菌数に変更になりましたけれども、これの基準値が右にありますとおり、300CFUパー100ミリリットルという、これが一つの基準でありますけれども、これの記載の中の石田川というのがございます。上の段の4つ目の石田川ですけれども、この大腸菌数につきましては7,087という、ここについては非常に多い数字で、基準値の

24倍と、そういう数字が出ておりますけれども、これについての対応はどのようになっていますでしょうか。

○周田環境政策課長

この調査結果は、年3回行う調査の平均値でございます。石田川のそれぞれの調査結果は、6月が2万CFUパー100ミリリットル、10月が1,100、2月は基準値内の160となっており、平均値が7,087となったところでございます。特に1回目の数値が高かったため、2回目の結果を待って、当初の調査地点から上流数箇所を追加調査を実施しました。その結果、下流において環境基準を超過する結果となったため、保健所に要因や対応を相談した結果、数値のばらつきも大きく、複合的な要因も考えられるため、今後、保健所と連携しながら経過観察していくことといたしました。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。そういう3回の調査の平均がこの値になったということですが、現在は落ち着いているという状況ですが、また今後、その辺の状況を確認してもらえればと思います。

その他の調査につきましては、多少基準外の結果もありますが、概ね良好と思われま。なお数年間、良好な調査の項目もあり、決算書にも169万9,000円の調査費が上がっておりますけれども、経費節減の点から、市の判断で変更できる場合は、調査項目等の削減をするなどの検討をされてもいかがでしょうか。これは要望としておきます。

それから134ページですが、主要施策の成果の134ページです。ここは清掃費の内容でありますけれども、一番下のところに環境学習の実施というのがございます。これは令和4年度環境標語受賞作品の市長賞1点、それから教育長賞1点、優秀賞4点について、令和5年度のごみ収集カレンダーには記載されていますが、パッカー車への掲示はどのようになっていますでしょうか。

○山田環境事業課長

環境標語についてのお尋ねでございます。環境事業課では、小学校4年生を対象に環境学習を毎年実施しており、学習後に環境標語を募集しております。これらの優秀作品につきましては、委員御案内のとおり、ごみ収集カレンダーへの掲載やパッカー車などに掲示し、啓発活動に活用しております。パッカー車への掲示につきましては、直営のパッカー車だけでなく、委託業者のパッカー車にも掲示をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

この6作品につきましては、全パッカー車に掲示されているということでよろしいでしょうか。

○山田環境事業課長

そのとおりでございます。

○仲小路委員

分かりました。この分につきまして、ごみ分別に使えるアプリというのを今、光市で出しておりますけれども、このアプリの中には確認はできませんでしたが、これについては使用はされてないのでしょうか。

○山田環境事業課長

ごみ分別アプリへの環境標語の掲載についてですが、現在、アプリ内には直接掲載はしておりませんが、市のホームページには掲載しておりますので、アプリから環境事業課のページへのリンクを貼っておりますので、参照することは可能となっております。今後はアプリ内での掲載についても検討したいと考えております。

○仲小路委員

分かりました。それから今、推進しておりますLINE公式アカウントでのごみの収集日のお知らせ等もございますけれども、ここに標語を載せると親しみを持って読んでいただけるのではないかと思います。そういう意味で、さらにLINE公式アカウントの登録の推進にもつながるという意味でも、今後の検討について要望をしておきます。

それから140ページですけれども、140ページの不法投棄対策事業とあります。これは、決算書の141ページにもありますけれども、不法投棄の対策事業として、まちかど環境美化推進委託料247万2,000円となっております。袋数が2,456となっておりますけれども、この委託料はどのように決められていますでしょうか。

○山田環境事業課長

まちかど環境美化推進事業は、シルバー人材センターへ委託をしております。この委託料につきましては、作業日数や人員等により積算されたものでございます。

以上です。

○仲小路委員

それからこの回収につきましては、どのような方法で回収をされていますでしょうか。

○山田環境事業課長

まちかど環境美化推進事業の回収方法でございますが、市内を東部地区、西部地区、大和地区の3区分に分けて、先ほど申し上げたシルバー人材センターへ委託により、海岸、河川、自然公園及び主要道路沿いのパーキングエリアを中心に不法投棄ごみの回収を行っております。回収方法につきましては、東部地区、西部地区がそれぞれ月3回、大和地区が月2回とし、1組3人体制で各エリアの不法投棄ごみを回収し、分別した後、

可燃ごみや不燃ごみをそれぞれ処分場へ運搬しております。  
以上でございます。

○仲小路委員

なかなか全場所を回るというのも困難だと思うのですが、回収しそうな、不法投棄のあるような場所を選びながらやられているというふうに理解していいでしょうか。

○山田環境事業課長

先ほど申しあげました東部地区、西部地区、それから大和地区、それぞれに不法投棄の多い場所がありますので、そういった場所を中心に回るといった形になっております。  
以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。ありがとうございます。

それから、決算書になりますけれども、決算書の81ページです。81ページの交通安全対策事業としまして、交通安全指導員報酬とありますけれども、これにつきまして398万4,000円の計上がされておりました、実際にこの交通安全指導員報酬というのは月額1万6,600円ですが、先ほど22人ということがありましたけれども、実際にこの委嘱の人数についてはどのようになっていますでしょうか。

○山根生活安全課長

交通安全指導員につきましては、市内11小学校の学校長からの推薦により、市のほうで委嘱しております、原則として学校が指定する場所に毎朝立哨していただいておりますが、令和4年度予算では23名が夏休みの8月を除く11か月間、従事していただくということで計上しておりました。先ほどの説明で、委員さんからも御紹介がありましたが、22名分の報酬とお伝えさせていただきましたが、令和4年度は大和地区で1名欠員となったものでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。状況を確認いたしました。

それから、決算書の91ページですけれども、91ページの住民基本台帳事業の下のところの施設用備品購入費というのがございます。これが41万8,000円で、先ほど重要機密室というのがありましたけれども、これの具体的な内容についてお示してください。

○小熊環境市民部次長

お尋ねの備品購入費なんですけれども、まず、戸籍住民係の執務スペースで、窓口側のほうから見て一番左側の奥になるんですけれども、こちらのほうに住民基本台帳ネットワークシステムの関係サーバー、それからシステム関連の重要な機器、これを置いて

いる部屋を重要機密室と呼んでいるわけでありましてけれども、その部屋のエアコンが故障したことによって、新たに購入したものであるということになります。従前ついていたエアコンは業務用エアコンということで、設置から18年が経過しておりまして、家庭用のエアコンに変更したほうが修繕するよりも安価であったことから、このたび、新たに購入させていただいたというところがございます。

住民基本台帳ネットワークシステムなどについては24時間稼働しておりまして、室内温度の上昇による故障、これを防ぐために、エアコンのほうも24時間稼働させる必要がございます。こういったことから早急に対応する必要がありまして、先ほど御説明を申し上げましたとおり、予備費充用とさせていただいたというところがございます。

以上でございます。

#### ○仲小路委員

分かりました。内容なんですけど、部屋の面積とか、また冷房の能力というのはどのぐらいのものなんでしょうか。

#### ○小熊環境市民部次長

まず部屋の広さに関してなんですけれども、面積については縦横が3m掛ける3.4mで、大体約10m<sup>2</sup>程度。高さのほうは、おおよそ3mぐらいの高さがございます。それからエアコンの性能に関してなんですけれども、これは従前に設置していたエアコンと同程度の冷房能力ということで、5.6キロワットのものを設置しております。

以上でございます。

#### ○仲小路委員

分かりました。確認しました。

それから最後に137ページですけれども、137ページの墓園管理運営事業というのが中段にございますけれども、これの先ほども若干説明がありました、下のほうに記載の、墓碑移設補償金73万9,000円とございますけれども、これのもうちょっと詳しい、具体的な経過と金額の設定についてお示してください。

#### ○周田環境政策課長

墓碑移設補償金の内容でございますが、まず経緯を申し上げますと、西部墓園の利用者の方から、墓石にずれが生じており、別区画に移動したい旨の相談をお受けし、職員が現地確認をしたところ、墓碑の傾き及び墓石のずれを確認しました。その後、職員による現地調査の結果において、地盤に起因した墓碑倒壊の可能性があったため、利用者の方と協議を重ね、同墓園内の別区画へ移設を行うことを決定し、墓地所有者である市において移設費を補償することとなったもので、国の定める算定基準により算出した額をお支払いしたものでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。そういう状況で移設をされたということですがけれども、この金額につきましても、もう決まった金額があるということですのでよろしいでしょうか。

○周田環境政策課長

そのとおりでございます。

○仲小路委員

分かりました。ありがとうございます。

○中本委員

それでは、空き家等対策事業であります。機会あるごとに度々質疑をいたしております。空き家問題は全国的にも市内でもいろんな問題を起こしている状況の中で、空き家がどんどんどんどん増えている状況の中です。今回は予算250万円と、執行額50万円ということですので、決算でありますので、その中身を検証してみないといけないというふうに思っておりますので、質疑をいたします。

先ほどの説明で、危険空き家除却促進事業補助金の交付が1件との説明を受けました。除却促進事業の相談問合せはどれぐらいあったのかお願いをいたします。そのうち、何件が危険空き家に該当したのかお知らせください。

○委員長

中本委員、ページ数をお願いします。

○中本委員

すみません、決算書83ページでございます。

○山根生活安全課長

相談問合せの件数というところでございますが、令和4年度、この補助金の受付開始、6月1日でございますが、そこから申請期限の10月末までであれば、29件の相談問合せ件数がございました。そのうち、危険空き家に該当した件数は2件ございました。

以上でございます。

○中本委員

空き家に該当した件数は2件ということでありました。該当が2件で、補助金交付が1件ということはどういう理由ですか。よろしくをお願いします。

○山根生活安全課長

該当が2件で、補助金交付が1件ということですが、事前調査申請を頂戴しまして、建築士資格を持つ市職員同行の下で現地調査を実施し、2件が危険空き家に該



当しておりましたが、そのうちの1件が、除却の必要性は十分に認識をされておられるものの、諸般の事情により辞退をされたものでございます。

以上でございます。

#### ○中本委員

予算が250万円と、5件分の予算を組んでおりますが、これに予算執行にするためにはどんな工夫をされましたか。

#### ○山根生活安全課長

工夫という部分でございますが、5月1日発送の固定資産税納税通知書に空き家の適正な管理のお願いと併せて、危険空き家除却促進事業補助金交付制度の周知チラシを同封させていただいております。また、令和4年度中では、本年1月28日土曜日に地域づくり支援センターにおきまして、県と共催で司法書士、建築士、土地家屋取引士等による相続、権利関係整理、解体、売却、維持管理、空き家バンクなど、空き家に関する幅広い御相談をお受けする専門家による空き家無料相談会を開催しておりますが、市広報やホームページで周知するとともに、該当される方にも個別に御案内をさせていただきました。倒壊の危険性の高い家屋の所有者、もしくは管理者に対しましては、継続的に訪問や文書送付等により、適正管理やこの補助金の利活用を働きかけております。

以上でございます。

#### ○中本委員

固定資産税の納税送付書に適正な管理のお願い等、そういう交付制度の周知徹底のチラシを同封させたということではありますが、さらには県と共催で専門家による空き家無料相談を開催し、市の広報をホームページで周知するというようなことは、しっかりと効果が出るように努力しておられるというふうに思いました。しかしながら、なかなかこの空き家の解決問題というのは非常に厳しい、難しい問題等もありますので、今回のこの決算の課題を次年度に生かせるように、予算にまた生かせるように、さらには効果が出るように、しっかりよろしく願いをいたします。

以上です。

#### ○西崎委員

主要施策の成果の75ページです。同和事業の貸付償還金返納事業、2件ほどあります。

1つは住宅新築資金等貸付金償還金。2つ目が同和福祉援護資金貸付金償還金。これは件数がそれぞれ何件ぐらいあるのでしょうか、お聞きします。

#### ○西村人権推進課長

こちらの御紹介のあった事業は、同和対策事業特別措置法といいまして、昭和44年から平成13年のときに基づき実施された事業でございます。件数でございますが、ア

の住宅新築資金等貸付金償還金でございますが、こちらの貸付金件数が391件。下の下のイの同和福祉援護資金貸付金償還金が、貸付金件数が1,596件でございます。

以上です。

○西崎委員

件数も去ることながら、延滞の繰越分が5億465万3,000円もあるんですよ。これは光市にとって貸付金の督促、これ最も難しい困難な、しかも金額も大きな事業と私は拝察しておりますが、これ見たら分かるように、年々微々たる2つの資金で、令和4年度が833万1,000円しか返ってないんです。これ大変な事業というのは分かりますが、アの住宅新築資金等貸付金は、使途は分かるんですけど、イのほうの福祉援護資金というのは、主な貸付目的は何でございますか。

○西村人権推進課長

こちらは、同和福祉援護資金貸付金の主なものでございますが、生活資金や高校への入学就学資金、または運転免許証等の技能修得資金等を援護するために、貸付けたものでございます。

以上です。

○西崎委員

分かりました。結婚式の資金なんかも借りられるんですかね、イのほうでは。どうですか。

○西村人権推進課長

結婚資金等も当時は貸付対象でございます。

○西崎委員

分かりました。これは非常に困難だと思うんですが、息長く、ぼちぼちと返してもらおうという方針で、ひとつお願いをしたいと思っております。

以上です。

○西村委員

それでは何点か、説明と重複する点もあるかと思いますが、確認を含めて質問させていただきます。

まず、決算書の75ページですけれども、地域づくり推進事業の中の保険料が、当初の予算から大分減額をされているように見受けられるんですけれども、この理由をお伺いいたします。

○讚井地域づくり推進課長

この保険料ですが、先ほど御説明しましたとおり、市民活動保障制度の保険会社にお

支払いする保険料でございますが、予算額当初 79 万 1,000 円に対しまして、決算額が 29 万 1,620 円というところでありますが、この減額の理由ですが、保険業者を選定する際の入札減となっております。

以上でございます。

○西村委員

分かりました。入札の結果、29 万円ほどになったということで理解をいたしました。

ちなみにこれは毎年大体これぐらいの減額があるものなんですか、そのあたりをもう少し教えていただければと思います。

○讚井地域づくり推進課長

予算を要求する段階では、業者に見積もりを提出いただいて、それをもとに予算措置をしております。その結果、予算は令和 4 年度で言えば 79 万 1,000 円だったのですが、入札になると、実際の落札価格ということであれば、この程度に減額になります。

以上でございます。

○西村委員

分かりました。その年々の入札業者であったり、その件数にもよって変動があるというものと理解をいたしました。

続きまして、決算書 77 ページなんですけれども、ここにウェブ会議システム使用料、これ金額は小さいんですけども 2 万 8,600 円とあるんですが、これは当初予算になかったと思うんですが、これについて教えていただければと思います。

○讚井地域づくり推進課長

ウェブ会議システムでございますが、このシステムはコロナ禍においてもコミュニティ活用や生涯学習の推進、あるいはDXの推進に向けた取組としてリモートで会議等ができるように地域づくり支援センターに導入をしたものであります。ウェブ会議システムの利用料につきましては、当初予算では通信運搬費のほうで計上をしておりましたが、このシステム使用料は、内容がズームのミーティングの年間ライセンス使用料であることから、通信運搬費ではなくて使用料を科目新設して 2 万 8,600 円を支出したところでございます。

以上でございます。

○西村委員

承知しました。その年度の中で多少、性質の違いから修正をしたということで理解をいたしました。

それから少し飛びまして、135 ページですが、環境衛生推進事業の機械借上料が大きく減額をされておるようなんですけれども、これの理由もお伺いいたします。

○山田環境事業課長

環境衛生推進事業の機械器具借上料でございますが、こちらは先ほど説明したとおり、自治会等が実施する側溝清掃により発生する側溝の土砂を収集するためのトラックの借上料でございます。前年、令和3年度は62団体が側溝清掃を実施しておりまして、令和4年度も同程度の実施を見込んでおりましたが、実施団体が45団体と減少したことに伴い、決算額も66万円と減少したものでございます。

以上でございます。

○西村委員

承知しました。実績で件数が減ったから、それに合わせて減ったということで理解をいたしました。

それから決算書の141ページのじん芥処理管理事業の中の修繕料が、これは当初よりも増額をされているというふうに思うんですけれども、これの理由についても伺いをいたします。

○山田環境事業課長

じん芥処理管理事業の修繕料ですが、こちらはじん芥収集車や軽トラック等の車検整備等に係る修繕料や、牛島に設置しております焼却炉に係るメンテナンス費用などでございます。令和4年度の当初予算381万円に対し約100万円の増となる487万9,000円の決算額となった理由でございますが、じん芥収集車にエンジントラブルが発生して、その修理代に想定外の費用が発生したことや、牛島の焼却炉の修理を実施したことなどが主な理由でございます。

以上でございます。

○西村委員

分かりました。想定外の大きい修理が2件、主に発生したというところで理解をいたしました。

それから、決算書戻って89ページですけれども、これの戸籍住民基本台帳費の時間外勤務手当、これが増額をされていると思うんですけれども、これの主な要因について伺います。

○小熊環境市民部次長

時間外の増加の要因についてのお尋ねなんですけれども、これにつきましては、マイナポイント第2弾のマイナンバーカードの申請期限、これが令和5年の2月までということになりましたことで、窓口業務のほうは秋以降、想定以上に増大したということに加えて、新型コロナウイルス感染症がある程度落ち着いたことによってパスポートの申請、こういったものが増加しましたことから、窓口以外の業務について時間外に行わなければならない状況が数か月にわたって続いたということが主な要因でございます。

以上でございます。

○西村委員

マイナンバーカードの駆け込み需要のようなものが起こって、想定外に時間外の勤務が増えたと。職員の皆様、とても負担が多かったところかと思いますが、御苦労さまでした。理解をいたしました。

それから 91 ページの住民基本台帳事業の通信費が、これは逆に当初から減額となっているんですけれども、これについても理由をお伺いいたします。

○小熊環境市民部次長

通信運搬費でございますけれども、当初予算におきましては、マイナンバーカードを申請したものの受取りに来ていない方への通知、これに係る郵送料、それから先ほどのマイナポイント第 2 弾、これによるマイナンバーカードの受取り方法が、本人限定受取り郵便というのを希望される方が増加するということを見込んで、当初予算では 103 万円を計上したところでございました。しかしながら、情報・DX 推進課のほうで、本庁でのポイント申請支援を実施したこともありまして、実際にはマイナンバーカードの受取りについて、市民課の窓口で受け取る方が多かったということから、郵送料が見込みを下回ったということが要因でございます。

以上でございます。

○西村委員

分かりました。想定よりも、郵送ではなく市役所に取りに来る、それでほかの手続も一緒にしてしまうというケースが多かったためということで理解をいたしました。

それから主要施策の成果の 48 ページなんですけれども、これにまた近い話にはなるんですが、コンビニ交付の件数が記載をされておるんですけれども、この交付の件数が大分増えているというふうを感じるんですけれども、実際このコンビニの交付の件数が増えるということは、窓口に来なくなるということで、窓口の業務の負担が減るのではないかなというふうに考えるんですけれども、そのあたりは件数が増えたことによる実感というものは何かあったりしますでしょうか。

○小熊環境市民部次長

今、委員からもお話がありましたように、コンビニ交付の件数が増えることに対しては、相対的に窓口での取扱い件数が減ることになりますので、職員の業務量の縮減につながるものではございます。実際に件数のほうは主要施策の成果にお示しをしておりますとおり、令和 3 年度の 4,923 件から 2,400 件余り増になります 7,322 件、これは利用率で言えば、令和 3 年度 12.0% から 6 ポイント増となります 18.0% というふうになります。ですから、本来であれば窓口業務の負担感というものが軽くなるというところではございますが、先ほど時間外に関してのお尋ねのときにお答えをさせていただいたところなんですけれども、令和 4 年度においては戸籍住民系の窓口業務、これに関しまして、マイナポイント第 2 弾に係るマイナンバーカードの申請受付と交付業務、

これが激増しております。特に9月以降は、これは委員も御承知のことではないかと思えますけれども、待合も含めまして窓口の混雑状況というのは大変な状況であったわけでありまして、一日中係員全員が窓口対応に追われる期間が続いたというような状況でございました。

このためコンビニ交付の件数が増加して、窓口での住民票の写し、これらの申請件数自体は減りはしたのではありますけれども、窓口業務全体ということで申し上げれば、職員にとっては負担が著しく増大する中で、何とか乗り切れたというような安堵感のほうが強かったというようなところが正直なところでございます。

以上でございます。

#### ○西村委員

分かりました。そうですね、時間外が増えている、そもそも増えているので、どうなのかなと思ったんですが、マイナンバーカードの駆け込み需要がいろんなところに影響していると、そういうふうに理解をいたしました。

この件数自体は、コンビニ交付の件数が増えること自体は業務の負担の軽減という意味ではやっぱり効果があるだろうというふうに思いますので、また来年以降、この件数が増えていって窓口業務の負担が少しでも減るようにと祈っております。これはまた注視していきたいと思います。

それから、同じく主要施策の成果48ページになるんですけども、この個人番号カードの交付件数の記載がありますが、令和3年度から令和4年度にかけて先ほどからあるとおり、どんと件数が増えているわけなんですけれども、これは去年の当初予算の概要で示されていたマイナンバー普及対策事業の成果だというふうに思いますが、実績というのは実際どうなのか、そのあたりをお伺いいたします。

#### ○小熊環境市民部次長

マイナンバーカードの交付件数が大きく伸びている要因としては、先ほどのマイナポイントがもちろん大きかったわけでありましてけれども、それ以外に今、委員からお尋ねありましたマイナンバーカードの普及対策事業、こちらについての実績のほうをお答えさせていただければと思うんですけども、これにつきましては時間外、それから休日の臨時窓口、これに加えてコミュニティセンター等に職員が出向いてサポートする巡回申請サポート、それから事業所等を対象といたしました出張申請サポートというものを実施いたしました。時間外、それから休日臨時窓口につきましては5月から2月、これの第2日曜日の9時から12時、それから第1、第3水曜日の19時までの窓口延長、これを実施いたしまして利用者は1,548人、それから巡回申請サポートのほうなんですけど、こちらのほうも5月から2月にかけて室積、浅江、三島、周防、大和の各コミュニティセンターで計18回実施いたしまして利用者は173人、それから出張申請サポート、こちらのほうは6月から募集を開始いたしまして、社会福祉法人ひかり苑さん、それから周防長養園さん、それから社会福祉協議会などで実施をさせていただきまして、利用者は84人となっております。これらの合計の利用者数が1,805人ということになるん

ですけれども、これは全申請者数に対しての割合で申し上げますと 10.7%という数字に当たるものとなっておりますので、こちらのほうの効果もあったのかなというふうに考えております。

以上でございます。

#### ○西村委員

分かりました。国の施策だけではなくて、職員の皆様の努力があつてのこの数値だということを非常によく感じました。ありがとうございます。

もう1点だけ、主要施策の98ページ、これの中の自然敬愛環境基本計画推進事業の中のみんなでつくるエコまち推進プロジェクトについてなんですけれども、このうち省エネ活動キャンペーンについてなんですけれども、夏、夏期に106世帯、冬の時期に118世帯の家庭が省エネ活動に取り組みましたというふうに記載があるんですけれども、その内容と取り組んだ家庭からの声というか、そういった成果の部分をもう少し最後に教えていただければと思います。

#### ○周田環境政策課長

省エネ活動キャンペーンの内容でございますが、本キャンペーンは家庭における地球温暖化防止の取組を進めるため、市内の家庭を対象に省エネ活動やエコ活動に取り組んでいただくもので、夏と冬の年2回、実施しております。具体的には夏冬それぞれの参加者を募集し、1か月間の電気使用量の削減に加えノーマイカーやエコドライブなどのエコ活動に取り組んでいただき、前年同期と比較して電気使用量の削減率が高い家庭に本キャンペーンの協賛企業である株式会社マルキュー様の商品券を贈呈しております。

次に、取り組んだ御家庭からの声でございますが、このキャンペーンのおかげでよりエコに対する意識が増えた、電気代が高くなったので家族で省エネ方法を話すきっかけになったなど、環境意識の高揚が図られたという多くの声をいただいております。

以上です。

#### ○西村委員

内容がよく分かりました。引き続きの取組、よろしく願いいたします。

以上です。

#### ○早稲田委員

それでは決算書の75ページ、主要施策の成果は32ページにあります地域づくり推進事業の中で、先ほど説明がちょっとあつたんですけれども、伊保木の地域おこし協力隊の活動について、具体的にお示してください。

#### ○讚井地域づくり推進課長

伊保木地区の地域おこし協力隊でございますが、令和3年7月よりコミュニティプランに係る実現支援をはじめとする地域活動支援を任務として配置をしております。主な

活動としては、1点目にコミュニティセンター周辺の支障木、主に竹の伐採としての竹林整備、2点目は耕作放棄地の有効活用としてレモンの栽培、また3点目としては空き家の対策や、4点目として情報発信でSNS等への投稿、5点目その他としてはコミュニティの維持強化に係る支援ということで、コミュニティ活動全般における活動支援を行っているところでございますが、具体的な取組内容ということで、竹林整備につきましては令和3年度から約5,000m<sup>2</sup>の竹林を伐採整備しており、幼竹を活用した竹メンマの試作や加工に関する調査、伐採した竹で作成した竹チップの活用の研究、タケノコの出荷に向けた販路の調査研究などを進めております。

次に、レモンの栽培につきましては、増大する耕作放棄地の有効活用として、あるいは任期終了後の収入確保を目的としまして試験栽培地の整備、栽培研修会へ参加をしており、レモン栽培の整備においては竹林整備で作りました竹チップの活用もしているところであります。

次に、空き家対策については空き家の掘り起こしの一環として、終活片付けセミナーというものを主催するとともに、随時、移住者の相談を行っております。

また情報発信につきましてはフェイスブックや移住関連サイトなどへの投稿により、伊保木地区での活動や美しい風景などについて継続的に情報発信を行っております。

最後に、コミュニティの維持強化に係る支援につきましては、伊保木まちぐるみ協議会の一員として各種イベントの運営やコミュニティ交通、伊保木らくらく号の運転手として運転支援をしており、地域の方々と日々共同により任務に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

#### ○早稲田委員

この方がお一人でかなり幅広い活動をされていることが理解できました。その活動内容も結構、充実していると思うんですけども、その活動において問題点や課題などどのようなものがあるのでしょうか、お示してください。

#### ○讚井地域づくり推進課長

活動における問題点や課題ということで、地域おこし協力隊員の任期は原則最大3年間ということになっております。現隊員につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響によりまして3年間で地域から期待されている任務を遂行することが困難となっております。また現隊員は、任期終了後、伊保木地区に定住を希望されておられるわけですが、安定した収入源の確保というのが課題と考えております。加えて今後、地域住民の高齢化とともに担い手として隊員へ過度な期待と負担が増えることが懸念されております。

以上でございます。

#### ○早稲田委員

問題点や課題などについてお伺いしました。定住をしたいという希望がおりという



ことで、できればそのまま住んでいただけるように何かお手伝いできればいいかなと考えます。何かできることがあるのであればぜひ積極的に応援してください。お願いいたします。

では、次の質問に入ります。決算書の 77 ページの地域づくり支援センター管理事業のところ、先ほどちょっと話はあったんですけど、ウェブ会議システムについてなんですけれども、決算の計上が通信運搬費からこちらに計上が変わったということは聞いたんですけども、そもそもこのウェブ会議システムの使用というのはセンターの職員さんが利用したものでしょうか、または施設の利用者が利用したものでしょうか、お尋ねします。

○讚井地域づくり推進課長

このウェブ会議システムの利用につきましては、施設の利用者であります市民活動団体や自治会等で実際の利用があったところでございます。

以上でございます。

○早稲田委員

実際の施設の利用者の方が利用したということで確認ができました。

続きまして、決算書の 83 ページ、空き家等対策事業についてお尋ねします。予算書と決算書を照らし合わせて見ていきますと、予算書のほうには相続人特定業務委託料があります。ここに、決算書に載ってないということは相続人を特定する必要がなかったのだと推測いたしますが、どのような状況だったのでしょうか、お示してください。

○山根生活安全課長

相続人特定業務委託料につきましては、管理不全空き家等に関し、行政指導等を行う前段階として空き家等の所有者がお亡くなりになっており、相続人が多数で複雑な場合、正確に相続人と持分を把握するため専門家である司法書士に特定業務を委託するものでございます。令和 4 年度につきましては、特定空き家の指定にまで至る事案がなかったことから、予算執行がなかったものでございます。

以上でございます。

○早稲田委員

事案がなかったということで理解いたしました。

続きまして、主要施策の成果についての 99 ページ、下のほうにありますウ、エコオフィスの（ア）エコオフィスの推進、職員の提案を事業化した職員エコプラス事業と書いてあるんですけど、それはどのような内容でしょうか、お尋ねします。

○周田環境政策課長

職員エコプラス事業とは、市役所職員が日常業務において環境を意識した取組を実践するもので、例えばノーマイカー通勤、雑紙リサイクル、時間外勤務のスポット照明な

ど、環境に関する行動について毎月、自分自身を振り返り、それをポイント化し、さらにそのポイントを部局単位で集計し、競い合うものがございます。こうした取組により職員の環境意識の向上に努めたところでございます。

以上でございます。

○早稲田委員

職員の環境意識を高める事業ということで分かりました。いい事業だと思います。

続きまして、次にいきます。決算書 135 ページ、主要施策の成果の 120 ページ、環境衛生費特定外来生物対策事業で、予算書にはないけれども決算書に載っている庁用器具費とはどのようなものでしょうか、お示してください。

○周田環境政策課長

庁用器具費でございますが、アルゼンチンアリの同定作業に使用するための顕微鏡が必要となったため、事業内流用により 1 台購入したものでございます。

以上です。

○早稲田委員

顕微鏡ということで理解しました。また、この特定外来生物対策事業で、先進地視察を行っていますけれども、それを反映した防除策というのはありますでしょうか。

○周田環境政策課長

京都市伏見区へのアルゼンチンアリの先進地視察につきましては、視察先協議会の一斉防除に同行し、作業の要点や現場での工夫を学ぶとともに、生息が確認されている川辺付近の周辺環境などの確認、さらには京都府職員と昆虫学分野の専門家からこれまでの取組や効果的な防除手法、アルゼンチンアリの生態など、多くの貴重な情報収集を行いました。

お尋ねの視察先の取組を反映した防除でございますが、視察先からは一斉防除の回数を増やすことが最も有効であること、防除範囲については住宅地に集中して効率的に取り組むことが重要であること、耕作放棄地や空き家への対策については所有者等の許可が得られない場合でも周辺に集中的に薬剤を設置することで一定の効果を得ることが可能などのアドバイスをいただき、本市の防除対策に活かしたところでございます。

また視察先では 3 月に高密度に生息するエリアに集中的に液体殺虫剤を散布する取組を行い、一定の効果が上がるとされる事例がありましたので、この取組を参考に本市においても 12 月のモニタリング調査で生息が確認された場所に絞り込んだ防除を 3 月に実施しております。

こうして視察先の取組を参考に、令和 4 年度はそれまでの年 3 回の一斉防除を 6 回にするとともに、冬期防除を実施いたしました。

以上でございます。

○早稲田委員

視察に行かれて、様々な現地に見られて勉強されたということがすごく伝わってきました。やはり現場を見るということがすごい大事なことだと考えます。そして、それに応じた防除を行ってきたわけでありますが、その結果、効果についてはいかがだったでしょうか。

○周田環境政策課長

対策強化の効果でございますが、防除に携わっている地元の方々からも確実に数が減っているという多くの声を聞きしておりまして、防除効果が現れているものと考えております。

以上でございます。

○早稲田委員

視察の反映した防除がこのように効果を出すということはすばらしいことだと思いますので、引き続き集中して防除のほうをお願いしたいと思います。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○早稲田委員

主要施策の成果の126ページ、苦情処理件数のところ、一番下の表なんですけど、この表の苦情処理件数ですが、野焼き以外のものについて、野焼きについては上のほうの文章に、大気汚染に関するものが全体の約6割を超えており、そのほぼ全てが野焼きに関するものと書いてあるんですけど、それ以外のものについてちょっと説明をお願いいたします。

○周田環境政策課長

それでは、大気汚染の次に多いものから主な内容を説明いたします。

まず、騒音につきましては、事業所での荷役作業や工場の製造に伴うものなどがございます。水質汚濁につきましては、水路の白濁や油膜の浮遊などがございます。その他、くみ取り槽の管理不足による悪臭や農地への堆肥による土壌汚染を心配するものなどがありました。いずれも市民からの相談をお受けした場合には、速やかに職員が現地に出向き、状況の確認を行うとともに、必要に応じて関係機関と連携した適切な対応をしているところでございます。

以上です。

○早稲田委員

市民の方から苦情があった場合には、速やかに対応しているということで、それぞれについての対応を引き続きお願いいたします。

続きまして、決算書137ページ、確認なんですけれども、墓園管理運営事業で、以前、

イノシシの被害で大変だったという話を聞いたことがあるんですけど、令和4年度はいかがでしたでしょうか、お尋ねします。

○周田環境政策課長

イノシシ被害ですけれども、令和4年度においては、緊急的対応が必要な案件はありませんでした。墓園の管理につきましては、イノシシ被害も含めて、職員による定期的な見回りを実施し、適切な管理に努めているところでございます。

以上です。

○早稲田委員

令和4年度は、緊急的なイノシシ被害はなかったということで確認いたしました。

もう1つ質問があります。今度は、主要施策の成果の136ページ、これの下のほうの表なんですけれども、ア、資源回収実績の推移のところの表で、令和4年度は、種類の中で、瓶類のところが増えていますけれども、その理由についてお示してください。

○山田環境事業課長

資源回収で対象としている瓶類ですが、ビール瓶や一升瓶など、回収・洗浄してそのまま再利用を行うリターナル瓶が主なものでございます。近年では、ペットボトルや缶類、紙パックなどの普及に伴い、瓶類の生産そのものが減少しております。このような中、本市の資源回収においても瓶類の回収は年々減少しておりますが、これは一部の資源回収業者が瓶類の引き取りを行わなくなったことが影響しているものと推察しております。

以上でございます。

○早稲田委員

なるほど、分かりました。ペットボトルや紙パックとかに、製品自体も移行しているので、瓶類もなかなか回収も少なくなったということで理解しました。

このページの一番下のところなんですけれども、文章の中で、令和4年度は合計7,768kgを回収しましたと書いてあるんですけど、市役所から排出されるメモ紙やとかいう文章のところなんですけれども、この回収したものというのは、最終的にはどのような処理をされるのか、お示してください。

○山田環境事業課長

雑がみリサイクル促進事業についてのお尋ねですが、市役所から排出される個人情報等が記載されていないメモ紙やプリント、古くなったパンフレット類などの雑がみの再資源化を促進するため、全庁的に取り組んでいるものでございます。令和4年度の市役所全体については記載のとおり7,768キログラムの雑がみを回収いたしました。これらの雑がみにつきましては市民の皆様がごみ置場に出される古紙と合わせて回収を行い、有価物として売却を行っております。

以上でございます。

○早稲田委員

分かりました。市民の皆様の物と一緒に有価物として取り扱っているということで確認できました。

私の質問は、以上です。

○西崎委員

主要施策の成果の140ページ。不法投棄と対策事業ですが、この中で、テレビなどを回収しましたって、テレビというのがあるんですが、これは今、分類表の中ではテレビはどこに入るんでしょうか。入ってますか。

○山田環境事業課長

テレビ等につきましては、市が収集しないごみでございますので、この表の中にはございません。

以上です。

○西崎委員

その点は分かりましたが、テレビは市が持ち帰った場合は、相当、手数料を今、納めんにやあならんようになってはいるはずですけど、これはそういう手続を踏んでおるんでしょうか。

○山田環境事業課長

テレビなど不法投棄されたごみを市が引き取った場合でございますが、市民の皆様が排出されるのと同様に、リサイクル料金を支払って処理することとなりますので、市が手数料を負担しております。

以上です。

○西崎委員

分かりました。

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「認定すべきもの」

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

②追加認定第6号 令和4年度光市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について

説 明：小熊環境市民部次長 ～別紙

○仲小路委員

それでは、主要施策の成果の271ページに不納欠損額及び未納額が掲載されていますけれども、徴収における滞納者の財産調査、あるいは差し押さえの実施及びその徴収の状況についてお示してください。

○守田収納対策課長

お答えいたします。本市では、納期限内に納付がない方に対しまして、督促状や催告書の送付、電話催告などにより自主納付を促しておりますが、それでも納税に誠意が見られない方には、税の公平性を保つために財産調査を行い、差し押さえを執行しているところであります。調査は、官公所、金融機関、勤務先、滞納のある方の財産を占有する第三者等に対して行い、給与、預貯金、不動産、動産、自動車、売掛金などの財産を差し押さえるの対象とするものであります。

令和4年度に差し押さえを執行した実人数は18人でございまして、内訳といたしまして、預金が10件、給与が5件、年金2件、売掛金1件となり、合計114万978円を国民健康保険税に充当したところでございます。

以上であります。

○仲小路委員

分かりました。ありがとうございます。

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「認定すべきもの」

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

③追加認定第8号 令和4年度光市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について

説 明：小熊環境市民部次長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「認定すべきもの」

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・

#### 4 総務部・消防担当部関係分

##### (1) 付託事件審査

##### ①追加認定第5号 令和4年度光市一般会計歳入歳出決算について〔所管分〕

説 明：坪井総務課長、秦消防担当課長 ～別紙

#### 質 疑

##### ○仲小路委員

それでは、質問させていただきます。主要施策の成果の18ページ、19ページで、先ほど説明がありましたとおりの職員研修事業の内容が書かれておりますけれども、この中の対象のところに適格者という、そういう表現がされておりますけれども、これはどのように決めていらっしゃるのでしょうか。

##### ○坪井総務課長

こちらの対象が適格者となっているところでございますが、研修を受講するための要件や条件を満たし、その研修を受講する資格を有している職員のことです。そのため、研修の目的、内容やレベルなどにより異なるものとなります。

次に、適格者と記載のある研修の受講者の決め方でございますが、受講資格が幅広い研修については、年度初めにグループウェアで公募を行っております。その公募で埋まらなかった枠や、対象者について役職や所属部署などが限定されている研修につきましては、人材育成・女性活躍推進室が指名を行います。指名する際には、研修目的、経験年数や過去の研修受講歴などを総合的に勘案して、選定を行っております。

以上でございます。

##### ○仲小路委員

分かりました。確認ですけれども、この公募者が予定人数を超えた場合はどういうふうに使われていますでしょうか。

##### ○坪井総務課長

公募者が予定人数を超えた場合には、それぞれの公募者で話し合ってくださいか、人材育成・女性活躍推進室のほうで指名をさせていただくような形になります。

以上でございます。

##### ○仲小路委員

実際にそういう状況はありましたでしょうか。

##### ○坪井総務課長

これまでにはございません。

以上でございます。



○仲小路委員

状況は分かりました。

それから 19 ページのところの、職員研修事業の中のエのコミュニケーション能力のところですけども、おもてなし講座というのは、これは窓口職場を中心とした職員を対象とした 21 人、1 日研修とありますが、これについては、令和 4 年 3 月の総務市民文教委員会審査において、JAL のグランドスタッフによる研修で、空港業務におけるおもてなしを学ぶとともに、現場の生の声を聞くことで、基本的な接遇に加え、おもてなしの要素をプラスした、より質の高い窓口対応を実現しようとするものというふうに説明がありましたけれども、これについてももう少し内容を確認したいのですが、まず研修の主な内容というのはどういうものでしょうか。

○坪井総務課長

こちらのおもてなし講座の内容でございますが、JAL グランドスタッフの方を講師に、接遇のエキスパートによる実践を踏まえた接遇の内容に加えまして、空港業務における体験などを踏まえた、おもてなしの意識づけや心がけていることなどの話をさせていただきました。また、その後、実践形式のロールプレイングやグループワークも行うことで改めて接遇について考えるとともに、意識の向上に資する内容となっております。以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。これは具体的に窓口というのは様々な対応が必要なわけですけども、特に窓口に来られた方の申請と希望に答えられないという状況が発生することがありますけれども、そういうふうな場合に、具体的な対応というのは、実際にどういうふうにされたか分かりますでしょうか。

○坪井総務課長

その具体的なところまでは、こちらのおもてなし研修のほうでは内容に入っておりませんでした。以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。また、様々なそういういろんな状況がありますので、そういうふうに対応できるような研修であっていただければと思います。

それから、21 人の受講者とありますが、これの部署とか、あるいは役職の内容、内訳とか、そういうことの選考方法とかについては、どのようにされていますでしょうか。

○坪井総務課長

こちらを受講者の選考方法でございますが、おもてなし講座につきましては、まず、

公募により2名の応募がありました。それ以外の指名につきましては、主査級以下の若手職員のうち、窓口業務が多い職場を中心に選定をいたしました。そのため、市民部や福祉保健部の職員の割合が多くなっております。

以上でございます。

#### ○仲小路委員

分かりました。そういう形で具体的に選ばれたということですが、これで具体的に研修があったわけですが、その受講後に実務に生かされているとか、そういう意見、あるいはまた本人または上司から、この実務の研修が非常に良かったとか、そういう内容がありましたらお示してください。

#### ○坪井総務課長

こちらの研修後に実施したアンケートでは、受講者のほうから、講師の所作や身だしなみ、立ち振る舞いがすばらしいといったものや、窓口職場に限らず、市の様々な業務全般に生かせる、これまでの自分の対応を見直すいい機会になったというような感想がございました。

以上でございます。

#### ○仲小路委員

分かりました。具体的な実務に生かされていると思います。

それから同じく19ページの、今の職員研修事業の中の、コミュニケーション能力の中の一番上の窓口応接講座とありますけれども、これにつきましては、先ほどのおもてなし講座とはどのように違うか、内容、目的等を含めてお示してください。

#### ○坪井総務課長

こちらの窓口応接講座は山口県ひとつづくり財団主催の研修で、目的は窓口対応に必要なコミュニケーション能力やマナースキルの向上を図るもので、内容は基本的なビジネスマナー、コミュニケーション能力向上のための様々な手法について学ぶものとなっております。受講者は窓口対応や、市民の方が多数から選定をしております。

内容は、おもてなし講座と重複する部分もございますが、研修期間が2日間であり、行政におけるクレーム・苦情対応や苦情処理の演習も盛り込まれた、より実践的な研修となっております。しかし、受講者が1名と限られておりますことから、市においても独自のおもてなし講座のほうを実施したところでございます。

以上でございます。

#### ○仲小路委員

分かりました。具体的な内容を確認しました。

それから、決算書の67ページですが、これの一般管理事業のところの項目ですが、中ほどのところよりちょっと下のところに、行政不服審査会負担金がありまして、

これが14万2,000円となっております。予算は23万5,000円が計上されておりますが、最近数年間ではこの決算がずっと1万円となっております。令和4年度だけに特にこの金額が発生しておりますけれども、特に何かありましたでしょうか。

○坪井総務課長

こちらの行政不服審査会負担金でございますが、行政不服審査会に関する事務につきましては、山口県市町総合事務組合による共同処理を採用しております。その事務に要する経費を負担金として支出しております。負担金の額は通常の事務処理に必要な経費として、各団体が年間1万円を普通負担金として支出し、さらに審査会を開催した団体におきましては、その経費を特別負担金として支出することとされております。

本市では、令和3年度に行政不服審査法に基づく審査請求の提出が1件ございまして、それに伴う行政不服審査会を令和4年度に開催いたしております。そのため、令和4年度は審査会の開催に要した経費として、特別負担金約13万2,000円の支出もございましたことから、合計で14万2,000円となったものでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。これはそういう不服の申立てがあったということですが、これは具体的なところで、もし内容が言えるものでありましたら、お示してください。

○坪井総務課長

審査請求の内容といたしましては、市県民税の課税処分に対する審査請求があったところでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

これは解決ということによろしいでしょうか。

○坪井総務課長

詳細については控えさせていただきますが、令和4年10月に裁決が出ております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。ありがとうございました。

それから同じく67ページの庁舎管理事業のところの3行目の修繕費がありますけれども、これが282万8,000円となっております。当初予算が100万円となっております。この増額についての内容をお示してください。

○坪井総務課長

こちらの庁舎管理事業の修繕料につきましては、予期せぬ水道や電気設備の故障等が発生したことにより、多額の費用を要しております。その内訳といたしましては、大きく分けると、トイレ・水道管関係が最も多く約 157 万円、ついで照明・電気設備関係が約 77 万円、電話配線の改修が約 33 万円などとなっております。このうち特に高額であったものが、本庁舎西側敷地内のアスファルト下を通る給水管の破損による漏水で、111 万 5,000 円を支出しております。

本来、こうした高額な修繕は補正予算を計上し、対応するものと認識しておりますが、漏水の修繕などには緊急な対応を要しますことから、予算流用により対応いたしましたところでございます。

以上でございます。

#### ○仲小路委員

分かりました。状況を確認しました。

それから、69 ページですけれども、先ほど、庁舎整備事業のところの庁舎整備工事につきまして、280 万円の不用額が出ておりますけれども、この内容につきましては、先ほど、最終的に決算のところでは減っているわけですが、これは内容について減ったのか、それとも単純に減ったのか、金額として減ったということによろしいですか。内容が特に変わったということがありますか。

#### ○坪井総務課長

こちらの庁舎整備工事ですが、本庁舎エレベーター改修工事といたしまして、令和 4 年 11 月補正におきまして、令和 4 年度分の工事費として、1,600 万円を計上したところでございます。当初は、部材にかかる市況の変動幅などを見込みまして予算計上をしておりましたが、事業者と工事にかかる詳細を精査していく中で、工事の細部が定まり、価格の精査が図られたことにより、減額となったものでございます。ですので、内容が変わったというものではございません。

以上でございます。

#### ○仲小路委員

分かりました。

それから 71 ページですけれども、71 ページの職員研修事業のところの最後の行のところの、先ほど説明がありました、自己啓発助成事業補助金 7 万 6,000 円で、3 件の活用があったということでもありますけれども、これは当初、もともと 50 万円の予算がありまして、それから補正予算 9 号で 30 万円を減額して 20 万円となりましたけれども、これは職員の資格取得を含めた自己啓発の推進のための予算で、令和 4 年度から始まりましたけれども、非常に活用が少ないのではないかと思います。

もともと 50 万円という大きな予算を取りながら、この程度の 7 万 6,000 円に収まったということですが、これについては、もうちょっと具体的に職員に対して様々な対応が必要ではなかったかと思いますが、どのようにされておりましたでしょうか。

○坪井総務課長

こちらの自己啓発助成事業につきましては、職員の周知方法につきましては、職員用グループウェア内の掲示板を利用いたしまして、制度の内容や概要等を示して、募集を行っております。また、申請書類につきましても、同グループウェアから入手できるような準備をしております。

しかし、こちら令和4年10月から運用を開始いたしております、結果として、令和4年度は3件の助成となっておりますが、今後も職員の主体的なスキルアップのための取組を、効果的に支援できるように努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。具体的になかなか進まなかった点もありますけども、今後、職員の研修に活用できるように努めていただければと思います。

以上です。

○西崎委員

主要施策の成果の13ページをお願いします。13ページの上段に、公用車の更新として、ハイブリッド車1台を導入したということで、事業費が49万8,000円、リース期間中における総事業費597万3,000円とあるのですが、これはリースした車両は1台でよろしいのでしょうか。お聞きします。

○坪井総務課長

こちらの自動車リース料でございますが、車両は1台でございます。令和4年度に更新いたしました多目的車、市長車のリース料でございます。

以上です。

○西崎委員

それでは、リース期間についてお聞きします。

○坪井総務課長

リース期間は5年間となっております。

○西崎委員

そうすると、これは5年、597万3,000円を5で割ると120万円くらいになるのですが、1台の車についてリース期間中における車の本体価格よりも相当高いリース料というか、ローン代というか、これかかっているような気がするのですが、その辺はいかがですか。

○坪井総務課長

こちらの車両でございますが、車種はトヨタアルファードハイブリッドで、先ほど申しましたが、5年間のリースではございますが、メンテナンス付きのリース契約となっております。こちらの更新した車両の本体のみの価格でございますが、現車両を購入した場合は、当時約540万円という提示がございました。

以上でございます。

○西崎委員

そうすると、540万円から57万3,000円程度の上積みで、5年間のメンテナンスがついているということで、そう割高にはなっていないという解釈でいいですか。

○坪井総務課長

5年間ということで考えますと、メンテナンスで内容も車検整備、法廷点検、故障修理、タイヤバッテリー及び消防品の交換などというところが含まれておりますので、それらを含みますと適正な額だと認識しております。

以上でございます。

○西崎委員

説明については了解しましたが、事業費49万8,000円というのは、何を上げたんですか。

○坪井総務課長

49万8,000円につきましては、令和4年度に支出をいたしました5か月分のメンテナンス付きの自動車リース料でございます。

以上でございます。

○西崎委員

5か月分ということで、少額になっているというのは分かりました。

以上です。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○林委員

質問させていただきます。主要施策の成果は13ページ、決算書のほうでは69ページの下のほうにございますけれど、防災支援拠点施設整備事業のことについて、2点ほどお尋ねをいたします。

1点目のウになりますけれど、河川等の監視カメラの設置調査事業でございますけれども、監視カメラの水位計の設置に向けて、市内の河川に11か所、海岸3か所、及びため池1か所の計15か所を設置場所として選定されたということでございますけれど、

この 15 か所の場所を教えてくださいませんか。

○海老本防災危機管理課長

河川等カメラと水位計の設置場所についてお答えいたします。まず、河川のカメラにつきましては、島田川において 8 か所を設置予定としております。具体的な場所につきましては、山田川の合流点、三井地区の規格第 2 水門、今積川、浅江地区につきましては、和田排水路水門付近、花園水路水門付近、川口水門、島田地区につきましては、島田市付近、周防地区におきましては、虹川の 8 か所となっております。

また、県管理河川ではございますが、溝呂井川と田布施川、東荷川の 3 か所、これを合わせて河川のカメラとしては 11 か所を設置する予定となっております。また、水位計につきましては、このうち田布施川と東荷川を除く 9 か所に水位計を併設することとしております。

また、海岸につきましては、室積の八幡漁港付近、光井の戸仲・御崎町付近、浅江の虹ヶ浜の 3 か所にカメラを設置しまして、島田の宮の尾 1 号ため池には地形上、水位計のみ設置することとしております。

以上でございます。

○林委員

ありがとうございます。これは監視カメラでありますので、特に災害時には夜間に必須でありますので、その点の御配慮はいかがでしょうか。

○海老本防災危機管理課長

夜間のカメラにつきましては、今回の河川等監視カメラ設置支援業務の中で、夜間での撮影テストも踏まえて、カメラや水位計の仕様の検討をしているところでございます。以上でございます。

○林委員

ありがとうございます。よく分かりました。特に災害が起きるときってというのは、夜間とか朝早くとか、いろいろ想定しなければいけない部分がございますので、こういうふうにも水位計もしっかりと見られるということで、安心をいたしました。今後ともどうぞよろしく願いいたします。

それから、同じ 13 ページのエに移らせていただきます。ドローン映像配信システムの構築事業ということでございますけれど、先ほど、決算書の 69 ページもございましたけれど、無人航空機初任者特別講習負担金というので、6 名分がここに挙がっております。もちろんここに表示もされておりますけれど、4 年度にドローンを 1 機購入されて、合わせて操縦者の育成を図るために、6 人の職員の方を講習、受講をされたということでございますけれど、この 6 名の方は防災危機管理課の職員の方でございましょうか、それともほかの所管の方でありますでしょうか、御説明をお願いいたします。

○海老本防災危機管理課長

令和4年度の無人航空機初任者特別講習負担金の講習の受講者につきましては、災害時におけるドローンの活用が見込まれる業務を受け持つ、総務部の防災危機管理課職員のほか建設部及び経済部の職員で、各部2名ずつ計6名が受講したところであります。

以上でございます。

○林委員

分かりました。総務部防災危機管理課ですね、そちらの2名と建設部の方たちが2名、経済部になるとため池も監視しなければいけないということで2名であるように思いますけれど、所管だけでなく、もっとほかの職員の方ももう少し可能な限り受講されて、多くの方がいつもドローンの操縦ができるという体制を整えるということはいかがでしょうか。

○海老本防災危機管理課長

ドローンの活用につきましては、本来の目的が災害時におけるドローンを活用して、その被災の状況を把握するというのが目的になりますので、当面の間は、そういった災害時で状況の把握が関係する業務を受け持つ総務部、建設部、経済部の職員で、職員の育成を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○林委員

分かりました。災害時にそういう所管の方々は一番気になるところでございますので、よく分かりましたけれど、ドローンが1機ということでありました、ようやく1機というのでしょうか。災害時は、河川はもとより、ため池とか一番大変な状況のときに、そういう所を監視ができるということでございますけれど、同時に、山とか道路とか、多岐にわたって災害が起きることが想定できますけれど、そのときにドローンが1機でいいのかということに気持ちになるわけですが。

1機が2機で災害が抑えられるということではございませんけれど、もう1機あることによって、河川とため池、両方別々にある場合、災害が起きるときとかはもう1機ぐらいあることによって、同時にそういうことが、派遣ができるということも今後考えていかなければいけないと思っておりますけれど、その点はこれからお考えいただけるかどうか、お考えをお示しくください。

○海老本防災危機管理課長

ドローンの機体の数につきましては、今回令和4年度に購入しましたドローンについては、練習機としまして予備機扱いで1台購入しております。本機としましては、令和5年度にドローン1台購入するというところで、予算計上させていただいております。

以上でございます。



○林委員

詳細にわたって御説明ありがとうございました。何があるか分かりませんので、今後しっかりと備えていただいで、どなたでもドローンが操縦できるような体制を取っていただきたいと思っております。ありがとうございました。終わります。

○山岡総務部長

委員よりドローンを複数導入して、災害状況の把握に努めたらどうかというお話を頂きました。現在、ドローン自体につきましては、人命救助よりは、むしろ被災状況の把握が主になっており、まずは1台を導入して、防災指令拠点施設と連携してみて、その状況により増やす必要があれば、増やすことも考えますが、当面は練習機と合わせて2台で運用していこうと考えております。

また、ほかの職員にも免許を取らせてはどうかというお話ですが、令和4年度については6名が取得したのですが、今後は防災の職員を中心に2名程度に取得させながら、その職員の異動によって、庁内全域に資格を持った職員が増えることを期待して取り組んでおります。

以上でございます。

○林委員

ありがとうございました。希望が持てました。終わります。

○西崎委員

主要施策の成果の181ページを開いてください。その中ほどに消防団員の数というのがあって、第7分団牛島、令和4年度についてゼロ人になっております。この理由と、それから初期消火はどういうふうにされるのか、お考えをお聞きます。

○秦消防担当課長

それでは、西崎委員から牛島の消防団についての御質問をいただきましたので、御回答させていただきます。

まず、令和4年度に消防団員がゼロ人になった理由でございます。令和3年度に牛島を管轄する第7分団の分団長から、所属する6名の団員が高齢のため、年度末をもって全員退職したいというお申出がございました。このことから、牛島の消防団員がゼロ人となったものでございます。

しかしながら、委員御承知のとおり、牛島における災害では初動を消防団に頼らざるを得ませんので、島から消防団員がいなくなることは、消防力の低下を招きかねません。こうしたことから、初期消火、情報収集及び避難誘導といった特定の任務に特化した活動が行える、機能別団員制度を導入できるよう条例を改正し、退職した牛島の消防団員を機能別団員として、令和4年度新たに任命したところでございます。したがって、主要施策の成果181ページ中ほどの、消防団員の数の表にお示ししておりますように、第7分団の分団員はゼロ表記となっておりますが、団本部の23人の中に元第7分団の

6人が含まれているものでございます。

次に、牛島における初期消火ということでございましたけれども、先ほども申し上げましたように、火災が発生した場合の初期消火につきましては、元第7分団員の機能別団員、これは牛島の団員でございますけれども、この方々が初期消火に当たることとしております。また初期消火のほかに、先ほども申し上げましたように情報収集でございましたり、避難誘導であったりというようなことで、火災の体制を整えるところであります。

このほかの消火活動中の体制といたしましては、火災の規模等に応じますけれども、段階的にヘリコプターや船舶の手配を進め、またほかの地域の消防団員や消防職員を投入できる体制を順次整えることとしております。

以上でございます。

#### ○西崎委員

ありがとうございます。まだ牛島には立派な消防機材が入った倉庫もありますので、このまま鍵をかけるのは非常にもったいないと思うんです。

もう1つ、牛島から急患の119番があったときの体制はどういうふうになっておりますでしょうか。

#### ○秦消防担当課長

牛島からの119番体制についての御質問でございます。牛島からの119番通報がありました場合は、光地区消防組合の通信指令室に119番が入ってまいりまして、状況に応じて牛島からこちらのほうにけが人なり、病人なりを搬送することとなります。搬送の手段といたしましては、県の消防防災ヘリコプターでありますとか、ドクターヘリでございますとか、牛島丸、それから光市の漁協などをお願いをしております、民間船舶の想定もしているところでございます。あらゆる場面を想定しながら、通報者と、これは消防組合のことになりますけれども、消防組合と連携をしながら、消防担当部といたしましても、今後も引き続き牛島の皆様方の救急体制の構築に励んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

#### ○西崎委員

令和4年度に実際あったらしいんです、ケースが。私はよく承知していませんが、この場合は船だったんですか、それともドクターヘリだったんでしょうか。

#### ○秦消防担当課長

令和4年度に牛島丸からドクターヘリでの実績はございませんので、すみません、今、消防組合のことでございますので手持ちの資料がございませんけれども、ドクターヘリではないということは確かでございます。

以上でございます。

○西崎委員

分かりました。私、びっくりしているのは、5年ぐらい前ですか、牛島にそれは立派なドクターヘリのヘリポートが完成しております。恐らく今まで利用されたことはないと思うんです。これはもし会計監査が来たら、完全にアウトになるような立派なものです。ぜひ急患以外にも防災関係の訓練を兼ねて、ぜひ時々は使ってもらいたいと思いますが、よろしくお願いします。

○西村委員

それでは、ちょっと重複するところもあつたりするので、省きながら何点か確認をさせていただければと思うんですけれども。まず決算書の65ページの職員給与費等の休日勤務手当、これが当初予算から大幅に増額をしておると思うんですけれども、この原因をお伺いいたします。

○坪井総務課長

休日勤務手当についてのお問合せでございます。こちらは、令和4年9月19日の祝日に、台風第14号への対応を行っております。当日は災害対策本部体制としておりましたことから、多くの職員が勤務しておりまして、その際の支出により休日勤務手当が大幅に増加したものでございます。

以上でございます。

○西村委員

台風による不測の事態というところで、理解をいたしました。

それから同じ65ページになるんですけれども、一番下、一般管理事業のイベント協力者謝礼とあるんですけれども、これ金額は小さいんですけれども、当初予算に計上されていなかったと思うのですが、これは何の謝礼なのかお伺いいたします。

○坪井総務課長

こちらのイベント協力者謝礼でございますが、令和5年3月3日に光高校の選抜甲子園大会出場激励会を、本庁舎の駐車場で開催をいたしました。その際に御協力いただいた、光高校の他の部活動への謝金として支出したものでございます。

以上でございます。

○西村委員

分かりました。

それから次のページの67ページなんですけれども、表彰式典備品借上料、これも当初予算から金額が増えているんですけれども、この理由も同じくお伺いいたします。

○坪井総務課長

表彰式典備品借上料でございますが、こちらと同じく光高校の選抜甲子園大会出場激励会の際に、テントと大型トラックによるステージを借り上げましたことによりまして、約14万1,000円の増額となったものでございます。

以上でございます。

○西村委員

分かりました。いずれも甲子園の出場に関連するもの、その関係であるということで理解をいたしました。

それから69ページの、先ほど少しありましたけれども、自動車のリース料、これに関してなんですけれども、決算額は49万7,750円となっていて、当初予算が37万8,000円ということで差があるんですけれども、先ほどの答弁を聞いていると、期間によって変わっているんだろうというふうに思うんですけれども、その辺り期間の変更に関しては何か、その辺りの詳細というか、理由をもう少しお伺いさせていただきます。

○坪井総務課長

こちらの自動車リース料でございますが、先ほども申し上げました、令和4年度に更新いたしました多目的車、市長車のリース料となります。こちら当初予算では、納車を12月以降と見込んでおりまして、4か月分の予算を計上しておりましたが、実際には11月に更新をいたしまして、5か月分を支出いたしましたものでございます。こちらは当初は7月5日、実は入札の予定でございましたが、仕様を満たす車両のほうが発注不足の影響により、急遽受注停止となりましたことから、全ての指名業者が入札を辞退し、入札中止となっております。このため、新車の納入は困難と判断いたしまして、程度のない中古車を探して更新を行ったものでございます。

以上でございます。

○西村委員

分かりました。もろもろの事情で、期間が4か月から5か月分のリース代になったということで理解をいたしました。

ちなみに、今答弁であった、全ての業者が辞退をされたというところ、この辺りもう少し理由というか、その辺りを教えていただければと思います。

○坪井総務課長

当初3社、指名業者がおりまして、その全ての業者のほうから、もう入札の直前になるんですけれども、新車の納入、受注中止がかかったということで、入札のほうができなくなり、入札中止となっております。

以上でございます。

○西村委員

新車の受注が中止になったというのは、例えば、そもそもメーカーのほうから対象車

種の新車がなくなったとか、その辺り、そういう感じになるんだと思うんですけど、その辺りもう少し教えていただければと思います。

○山岡総務部長

半導体不足により、新車のほうの受注が停止になっておりましたので、購入はできなかつたということでございます。

以上でございます。

○西村委員

半導体不足の影響で、そもそも新車の受注自体が完全にメーカーのほうからなくなった、そういうことだろうと理解しました。程度のよい新古車をとということで、入札というか、随意契約なのか、その辺りで対応したということで理解をいたしました。ありがとうございます。

最後もう1点、主要施策の成果の13ページ。防災指令拠点整備事業のドローン映像配信システム構築事業についてなんですけれども、この6名の内訳というか、それは理解をしたんですけれども、これがどんな講習の内容で何日程度、こういった研修を受けたのか、その成果というか、その部分をもう少し教えていただければと思います。

○海老本防災危機管理課長

ドローンの講習の内容と期間につきまして、お答えいたします。昨年度の講習は3日間で開催されまして、1日目にドローンの基礎知識や飛行知識、法令や届出、メンテナンスに関する、いわゆる座学の研修を受講しております。2、3日目には技能研修として実際にドローンを飛行させ、操縦技術の習得をしたところでございます。

以上でございます。

○西村委員

3日間座学と技能実習ということで、しっかり受講されたということで理解をいたしました。今後、先ほども答弁の中にもありましたけれども、操縦できる人、これが増えていくに越したことはないというふうに思っております。今後も増えていくだろうということ。

ただ、いざというときに、そうやっても講習以外で触らなかつたら操縦の仕方を忘れるというか、そういったこともあるかと思いますので、そういったことがないように配慮しながら、定期的に行っていただければというふうに思います。

以上です。

○中本委員

それでは簡潔明瞭に、数点の質問をしてみたいです。

防災についてであります。決算書69ページ、主要施策の45ページであります。まず1点は、総合防災情報システム構築委託料が予算の1,800万円ということであります。

が、これは3年度にかけて構築をしようというような事業であります。今現状で2年目ではありますが、その中身が分かれば教えていただけますか。

○海老本防災危機管理課長

総合防災情報システム構築委託料についてお答えいたします。令和3年度から5年度にかけての3か年で、総合防災情報システムの構築を進めているところであり、令和3年度においては県の協力も頂きながら、島田川の河川のデータ等システム構築に必要な各種資料の収集を進めてまいりました。それを踏まえて、令和4年度におきましてはリモート形式を中心に、業者との打ち合わせを計27回行いながら画面構成の検討を始め、外部システムであるメール配信サービスや個別電話通知サービスなどとの連携に関する詳細設計、災害予測機能における予測モデルの構築、映像表示機器等の仕様の確定などを行い、11月からプログラムの作成に着手したところでございます。

以上でございます。

○中本委員

この情報システム構築は、非常に重要なシステムだというように思っておりますので、もちろん県の協力をしながら、あるいはリモートでいろんな意見を取り入れながら、リモート形式で会議を行ったということでありました。5年度において、このシステム構築がどのような形で出来上がっていくのか、しっかりと市民の安心安全を守るためには、しっかりとその中身を濃く、よく検討しながら仕上げをしていただきたいというふうに思っております。

それからもう1点であります。先行委員とちょっと重複をいたします。無人航空機初任者講習会負担金が46万2,000円ありますが、計6名が受講し、建設・経済・総務各2名ということでありました。これはよく理解が出来ました。この防災危機管理課がこのドローン1機を導入されましたが、どのような活用を今からされていくのか、4年度で活用されているのか、教えてください。

○海老本防災危機管理課長

ドローンの活用につきましては、本来の目的であります災害時における被災の状況を把握するため、河川やため池など人の立ち入りが困難な場所や、上空からの俯瞰映像を撮影するなど、各所管において活用をしているところでございます。また平時においても、河川やため池の状況確認や被災箇所その後の状況把握にも活用しており、人が近づけない場所の状況の把握が可能になったことで、ドローン導入による効果が発揮されていると認識しております。なお、令和4年度につきましては、7か所の状況の確認を行っているところでございます。

以上でございます。

○中本委員

よく分かりました。練習機導入1年目ではありますが、効果はどうかという、聞くのも

ちょっと何かというふうに思いますが、何かその辺で1年間、4年度使って、効果が分かればちょっと教えていただきたいと思います。

○海老本防災危機管理課長

効果につきましては、人が近づけない場所の状況の把握が可能になったことで、ドローン導入による効果が発揮されていると認識しているところでございます。

以上になります。

○中本委員

了解をいたしました。ドローンの使用については、全国的にドローンを自治体で活用しております。ドローンの活用によって、近年では多くの自治体がインフラ機能として、災害時の情報収集・救助などで活用されております。特に、被災状況がよく把握できるということは、非常にいいメリットがあると思っております。ドローンは、私たちの生活社会の中で幅広く活用されておりますので、今後、このドローンを導入しながら被災状況、あるいはインフラ連携もできますので、しっかりと今後効果ができるように、次年度につなげていただきたいと思っております。

以上で質疑を終わりますが、先端技術を使いながら、先端技術が地方を救うと、安心・安全につながるということがありますので、ぜひしっかり先端技術を利用しながら、市民の安心・安全につながるように、さらには来年の3月に防災指令拠点施設が出来上がりますので、しっかりしたその構築と市民の安心・安全につながるような防災システム、あるいはそういうドローンの配置等を含めて検討していかなければならないというふうに思います。

ただ1つは、防災無線の情報が聞きにくいということが、ずっと課題で残っております。それから、防災情報電話通信サービス事業であります。登録件数が286件、これは質疑をいたしません。現状を考えたときに286件で、全てが電話で情報ができるかということではありません。286件が286人ということでもいいと思っておりますが、人口が4万9,000人あって、世帯数が2万2,000人ぐらいあるわけでありますので、しっかりと情報サービス電話をどうするか、しっかりと放送情報アプリでこういうチラシを作りながら他市はやっておりますので、しっかりと情報電話サービスに力を入れてほしいということをお願いいたします。

来年度の予算を踏まえて、決算につながるようなことを十分検討していただくようお願いをして、終わります。

以上です。

○早稲田委員

それでは決算書71ページ、主要施策の成果の18ページ、職員研修事業についてお尋ねします。主要施策の成果18ページの、上のほうの表の下から2行目、3行目あたりに女性活躍推進セミナーシリーズ3とありますけれども、内容について具体的にお示しください。

○坪井総務課長

こちらの女性活躍推進セミナーは、身近な企業の先進的な取組や第一線で活躍している女性のキャリアに触れる機会を創出するため、令和3年度から実施しているもので、外部からロールモデルとなる講師をお招きして、講話をしていただいています。令和4年度に開催したシリーズ3では、山口銀行の支店長である森田佳代子氏と山口フィナンシャルグループ人材支援部の林田あゆみ氏の2人をお招きし、女性活躍推進に向けた取組や仕事と子育ての両立についてなど、御自身の体験を踏まえながらお話をさせていただきました。

以上でございます。

○早稲田委員

仕事と子育て等のお話ということなんですけれども、女性活躍のためにはやはり家族やパートナーの協力が必要です。そしてこの女性活躍推進セミナーには、男性も参加可能なのでしょうか。可能な場合は、何名程度参加されたか、お示してください。

○坪井総務課長

こちらのセミナーは、男性も受講できます。令和4年度は33名が受講いたしましたが、このうち男性が13名でありました。

以上でございます。

○早稲田委員

33名のうち13名男性が参加ということで、大変すばらしいなと今感じました。そうしまして、こちらのセミナーの受講者の方々の感想などがありますでしょうか。特に男性の御意見などがありましたら、お聞かせください。

○坪井総務課長

こちらのセミナーを受講した男性職員のほうからは、家庭と仕事を両立し、キャリアを築いてきた女性の生の声を聞く機会となり、大変貴重な経験であったという意見がありました。また、男性・女性ではなく、職員それぞれが望むように活躍していける社会の在り方として、職場の風土が大切であると感じましたという意見など、男女関係なく、自分自身のキャリア形成や職場や周囲のサポートの重要性を考えるきっかけになったという声が多くありました。

以上でございます。

○早稲田委員

今の時代はあんまり男性・女性という言葉ではなくて、どんな方でも、環境に応じて活躍できる仕事の在り方というのがあると思います。そして今後、この職員の女性活躍促進のために、どのような研修を計画していますか、お示してください。



○坪井総務課長

今後ということで、令和5年度も4回目となる女性活躍推進セミナーの開催であったり、あと、こちら表の1つ上にあります国立女性会館が主催する、女性活躍促進セミナーへの参加を予定しております。引き続き、性別にこだわらない組織風土や男女問わず、職員が安心して生き生きと働くことのできる職場環境の整備に向けまして、職員や職場が心得ておくべき意識を養うための研修を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○早稲田委員

今後も性別を問わず、職員の方々が生き生きと働けるような、そういう制度を目指した研修について、積極的に計画して実行していただけますよう、お願いします。

次の質問に入ります。決算書の83ページ、防災事務費のところ、先ほど食料費というところで、台風14号のときの食事の提供や食料等の費用が発生していると伺いましたけれども、避難者が何名おられたのでしょうか。またそのうちペット同行避難所の避難者の数をお示しく下さい。

○海老本防災危機管理課長

昨年9月の台風14号におけます避難者の数について、お答えいたします。9月18日から19日にかけて避難所を開設した際に、市内では最大時123世帯、196名の方が避難され、そのうちペット同行避難所については4世帯、7名の方が避難されております。またペットの内訳につきましては猫が3匹、犬が1匹となっております。

以上でございます。

○早稲田委員

9月18日から19日の台風14号のときの避難者の数とペット同行避難所の避難者の数もお伺いしたんですけれども、この避難所の運営に関して所管の部署はどうなっているのでしょうか、お尋ねします。

○海老本防災危機管理課長

ペット同行避難所の運営の所管についてですが、犬の登録や狂犬病の予防を所管しております環境政策課を含む、環境市民部が運営を担当しているところでございます。

以上でございます。

○早稲田委員

運営は環境市民部が携わっているということです。

先ほどペット同行避難所の避難者数をお伺いしましたが、利用者の数は少ないように思われますが、周知についてはどのようにされていますか、お示しく下さい。

○海老本防災危機管理課長

ペット同行避難所の周知につきましては、令和3年の7月1日から導入したところですが、周知方法としてはこれまで広報ひかりやホームページ、フェイスブックへの掲載をはじめ、市内の動物病院や公共施設へのチラシの配布及び設置、また光まつりでの防災に関するPRコーナーでの周知、また出前講座の活用などによる周知に取り組んできたところであります。

以上でございます。

○早稲田委員

様々なところで周知を図っておられるようです。それで動物病院とも協定を締結していると伺ったことがあるんですけど、光市は山口県内でもペット同行の専用避難所を先進的に導入されているようですので、犬の予防接種などの機会を活用して周知を図るなど、関係部署と連携しながら、周知方法を増やす取組を検討していただき、さらに市民の皆様に利用していただきたいと考えております。今後も周知徹底をよろしく願いいたします。

以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」